

練馬区国土強靱化地域計画

(令和6年度修正)

令和7年(2025年)1月

練馬区

—目 次—

| | | |
|-------|---------------------------|----|
| 第 1 章 | 計画の概要 | |
| 1 | 主旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画策定のプロセス | 2 |
| 4 | 計画の見直し | 2 |
| 第 2 章 | 強靱化の目標 | |
| 1 | 基本目標 | 3 |
| 2 | 推進目標（事前に備えるべき目標） | 3 |
| 第 3 章 | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 | |
| 1 | 練馬区で想定される大規模自然災害と被害の想定 | 4 |
| 2 | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 | 6 |
| 第 4 章 | 脆弱性の分析・評価の実施および強靱化の取組の決定 | |
| 1 | 脆弱性の分析・評価の実施 | 8 |
| 2 | リスクシナリオ別の区の取組の決定 | 8 |
| 3 | 施策分野の設定 | 9 |
| 4 | 国庫補助事業等との関係 | 9 |
| 第 5 章 | リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の取組 | |
| 1 | 脆弱性評価結果と強靱化の取組 | 15 |

第1章 計画の概要

1 主旨

わが国では、度々大規模な自然災害による被害を受け、その都度、長期間にわたる復旧・復興に取り組んできました。

国では、このような「事後対策」の繰り返しを避けるため、あらゆる大規模自然災害による最悪の事態を念頭におき、発生前の平時から、防災の範囲を超え、まちづくり政策、産業政策も含めた総合的な施策を行う必要があるとし、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。さらに、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」を策定（直近では令和5年7月に変更）し、強靱な国づくりに取り組んでいます。

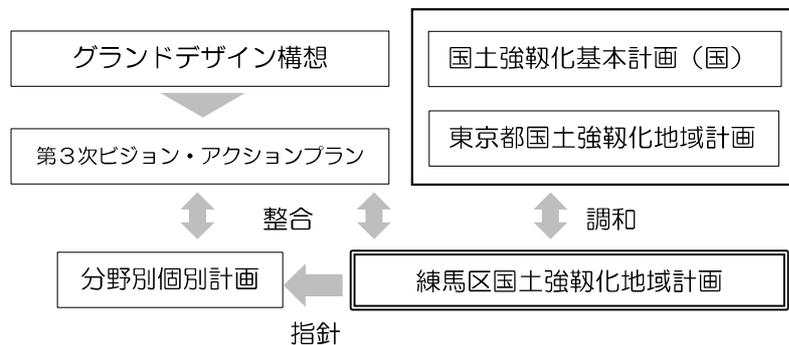
基本法では、地方公共団体についても、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができるとされています。東京都は、平成28年1月に「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

区では、大規模な地震や風水害等の災害から地域ならびに住民の生命・身体および財産を守るため、みどりの風吹くまちビジョンや地域防災計画、耐震改修促進計画、総合治水計画等を策定し、ハード・ソフトの両面から、「攻めの防災」を進め、防災・減災、復旧・復興に関する取組を推進しています。これまで、多数の死傷者を伴う災害には見舞われていませんが、国の想定では、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年間で70%の確率で発生するとされています。令和4年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下「東京都の被害想定」という。）では、延焼等による建物焼失約11,000棟などの被害が示されています。また、台風や集中豪雨の発生に対する懸念や不安も増大しています。

こうした状況を踏まえ、区においても一層の対策の充実を図るため、令和4年3月に策定した「練馬区国土強靱化地域計画」を見直すものです。

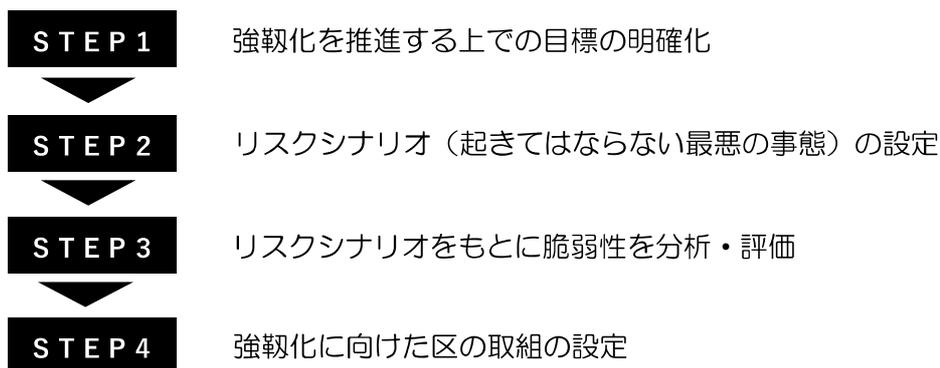
2 計画の位置づけ

区では、平成30年6月に「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野からなるランドデザイン構想を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。令和6年3月には、ランドデザイン構想の実現に向け、区の総合計画として第3次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第3次ビジョン」という。）を策定しました。本計画は、第3次ビジョンを上位としつつ、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本区の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針性を持つ計画です。



3 計画策定のプロセス

国土強靱化は、それぞれの地域が直面する大規模災害の最悪な事態を念頭におき、発生前の平時から、防災の範囲を超え、まちづくり政策、産業政策も含めた総合的な施策を計画的に推進するものです。国の「国土強靱化基本計画」や東京都の「東京都国土強靱化地域計画」と調和を図りながら、つぎのプロセスにより検討し、計画を策定します。



4 計画の見直し

区では、令和6年度から5年間の計画期間として、第3次ビジョンを策定しています。また、第3次ビジョンのアクションプランとして、年度別取組計画を策定しています。練馬区国土強靱化地域計画は、こうした計画と整合を図り、進捗管理を行いながら推進すべき計画であることから、今回、第3次ビジョンの策定に伴い、見直しを行います。

なお、国の基本計画や東京都の地域計画の見直し、社会情勢の変化や取組の進捗状況等も考慮しながら、必要に応じ見直しを行うこととします。

第2章 強靱化の目標

1 基本目標

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものです。

「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」に掲げられた基本目標と調和を図り、つぎの4つを基本目標に設定します。

- 1 人命の保護を最大限に図る
- 2 区および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 区民の財産および公共施設に係る被害を最小化する
- 4 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

2 推進目標（事前に備えるべき目標）

4つの基本目標をもとに、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、事前に備えるべき目標として、本区の地域特性を考慮し、つぎの6つを推進目標に設定します。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 大規模自然災害発生後であっても、情報通信サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

1 練馬区で想定される大規模自然災害と被害の想定

(1) 地震による被害想定

東京都の被害想定では、練馬区において発生する被害を以下のように想定しています。

① 人的被害

練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、死者数の合計314人（うち要配慮者は241人）、負傷者数は3,792人と想定しています。

② 建物等の被害

練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、全壊棟数は約2,500棟と想定しています。また、初期消火できずに延焼する火災が28件発生し、延焼による焼失棟数は約11,000棟と想定しています。

③ ライフライン

練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、つぎのとおり想定しています。

| 項目 | 被害率 |
|-------------|-------|
| 電力（停電率） | 10.9% |
| 通信（不通率） | 7.4% |
| 上水道（断水率） | 14.4% |
| 下水道（管きよ被害率） | 3.9% |
| ガス（供給停止率） | 32.7% |

道路については、23区の最大被害は、都心南部直下地震のケースで高速道路や一般国道の約10%に中小被害が発生し、細街路における閉塞の発生確率が15%以上の地域は、約15%と想定しています（練馬区内の細街路閉塞率はいずれのケースも概ね15%未満と想定しています。）。また、鉄道については、在来線・私鉄線の2.4%に中小被害が発生すると想定しています。

④ 避難者・帰宅困難者

練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、避難者は約13万人（うち避難所避難者は約8万7千人）と想定しています。また、帰宅困難者は約4万3千人と想定しています。

(2) 水害等による被害想定

① 豪雨災害

区は、東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）」、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）」および「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月）」に基づき、練馬区水害ハザードマップを作成しました。

このハザードマップでは、大雨の際に河川の氾濫や下水道の逆流等により浸水が予想される区域やその程度を表示しています。降雨は、「想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）」を想定しています。

② 土砂災害

東京都では、人命の保護を最優先に災害対応力の向上・充実のため、「土砂災害対策の考え方（平成28年8月）」に基づき、施設の充実と強化（ハード対策）、防災意識の向上（ソフト対策）、自助努力への支援を3本柱とした、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を行っています。

区内では、土砂災害警戒区域15箇所、土砂災害特別警戒区域11箇所が指定されています。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

練馬区で想定される大規模自然災害と被害の想定を踏まえ、第2章で設定した6つの推進目標に対し、目標達成の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態を「リスクシナリオ」として設定します。リスクシナリオは、「国土強靱化基本計画」や「東京都国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、練馬区の地域特性にあわせて、次ページに示す20のシナリオを設定します。

推進目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

- 1-1 建物等の大規模倒壊による死傷者の発生
- 1-2 住宅密集地域等における火災による死傷者の発生
- 1-3 市街地の浸水・洪水による死傷者の発生
- 1-4 土砂災害による死傷者の発生

推進目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

- 2-1 警察・消防・医療機関等の被災等による救助・救急・医療活動等の絶対的不足
- 2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
- 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止
- 2-4 長期かつ大量の帰宅困難者の発生・混乱
- 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

推進目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ

- 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進目標4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

- 4-1 経済活動への甚大な影響の発生・生産能力の低下

推進目標5 大規模自然災害発生後であっても、情報通信サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ

- 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
- 5-2 電気・ガス・水道等の長期間にわたる供給・機能停止
- 5-3 地域交通ネットワークの機能停止

推進目標6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ

- 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
- 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 6-5 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
- 6-6 有害物質の大規模拡散・流出

第4章 脆弱性の分析・評価の実施および強靱化の取組の決定

1 脆弱性の分析・評価の実施

強靱化にかかる区の課題を把握するため、設定した20のリスクシナリオごとに、区の現状を分析し、脆弱性評価（今後の対策の必要性の評価）を行いました。脆弱性評価の結果は、第5章に記載します。

2 リスクシナリオ別の区の取組の決定

脆弱性評価結果に基づき、リスクシナリオとして想定した最悪の事態を回避するため、強靱化の取組を取りまとめました（第5章に記載）。

区の取組は、優先順位、影響や緊急性等の観点から整理し、重点化を図りながら進めます。区では、第3次ビジョン・アクションプランに基づき推進する取組を、強靱化を推進する取組として位置付けます。

また、第3次ビジョンに係る以下のK P I（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を強靱化に関しても効果検証を行う指標として設定します。

| K P I（重要業績評価指標：Key Performance Indicator） | | | |
|---|--------------------------------|------------------|------------------|
| 第3次ビジョン 戦略計画 | 指標 | 現状値 原則：令和5年度末 | 目標値 原則：令和8年度末 |
| 計画10 安心して医療が 受けられる体制 の整備 | 人口10万人あたりの一般療養病床数 | 333床 | 373床 |
| 計画12 地域の災害リスクに 応じた「攻めの防災」 | 「地域防災力の向上、安全・安心な地域づくり」に対する満足評価 | 65.4% | 70% |
| 計画13 みどり豊かで快適な 空間を創出する交通 インフラの整備 | 都市計画道路の整備着手率 | 66% | 68% |
| 計画15 快適な住宅都市を 実現するまちづくり の推進 | 地区計画数 | 47地区 | 53地区 |
| 計画16 練馬のみどりを 未来へつなぐ | 区が整備する公園面積（令和6～8年度） | — | 2.82ha |

| | | | |
|------------------------------|--------------------|------------------------------------|--|
| 計画17 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 | 区の二酸化炭素年間排出量 | 177万t-CO ₂ (令和2年度実績) | 現状値からの削減 (2030年度までに2013年度216.5万t-CO ₂ から46%削減) |
| 計画22 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進 | 「つながるカレッジねりま」の修了者数 | 計360名 (令和5年度末見込) | 計660名 |

※「練馬区環境基本計画2023」温室効果ガスの削減目標

3 施策分野の設定

強靱化に向けた区の取組を整理するにあたり、第3次ビジョンに掲げた6つの施策の柱を、施策分野として設定しました。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> I 子どもたちの笑顔輝くまち II 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち III 安心を支える福祉と医療のまち IV 安全・快適、みどりあふれるまち V いきいきと心豊かに暮らせるまち VI 区民とともに区政を進める |
|---|

次ページ以降に、強靱化に向けた区の取組一覧と、該当する施策分野を掲載します。

アクションプランに基づき推進する取組は、アクションプラン内の分野設定を基に、施策分野を設定します。アクションプランに掲載されていない取組については、6つの施策分野の中から適したものを設定することとします。

4 国庫補助事業等との関係

国は、国土強靱化の取組等を一層推進させるため、国土強靱化に係る予算の重点化等を行っています。区ではこれを受けて、強靱化に向けた区の取組と国庫補助事業等の対応関係について別表で整理しました。別表は国の補助事業の状況を踏まえて、適宜修正を行うこととします。

| 推進 目標 | リスク シナリオ | 区 の 取 組 | AP | 国から受ける 補助金 | 再掲 | 施策分野 | | | | | |
|-------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|----|------|----|-----|----|---|----|
| | | | | | | I | II | III | IV | V | VI |
| 推進目標 1：あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | | | | | | | | |
| 1-1 建物等の大規模倒壊による死傷者の発生 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 地震・火災に強い防災 まちづくりの推進 | ① 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進 | 12-1 | ○ | | | | | ○ | | |
| | | ② 防災まちづくり推進地区における改善事業 | 12-2 | ○ | | | | | ○ | | |
| | 2 建物の耐震化等の促進 | ① 建築物の耐震化 | 12-5 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ② 輸送道路沿道建築物の耐震化 | 12-7 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ③ 小中学校の改築等の推進 | 4-3 | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| | | ④ 区立施設の耐震化 | — | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ⑤ 公共的施設等の耐震化 | — | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | ⑥ 区営住宅の長寿命化の推進 | — | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑦ マンション管理の適正化 | 15-9 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑧ 優良な住宅の供給等の促進 | — | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑨ 危険なブロック塀等の撤去促進 | 12-1,2,6 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑩ 空き家等対策の推進 | 15-10 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑪ 無電柱化の推進 | 13-8 | ○ | | | | | | ○ | |
| | 3 地域防災力の向上 | ① 地域別防災マップの作成・訓練の実施 | 12-14 | | | | | | | ○ | ○ |
| | | ② 避難行動要支援者対策の推進 | 12-12 | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | ③ なりま防災カレッジ事業の充実 | 12-15 22-3 | | | | | | | ○ | ○ |
| | | ④ 区民防災組織等の取組支援 | 12-16 | | | | | | | ○ | ○ |
| | | ⑤ 家具類の転倒防止の周知、防災用品のあっせん | — | | | | | | | ○ | |
| | | ⑥ 区民の行動変容につながる周知・啓発 | 12-13 | | | | | | | ○ | ○ |
| ⑦ 町会・自治会活動の支援 | | 22-1 | | | | | | | | ○ | |
| ⑧ 消防団への支援 | | — | | | | | | | ○ | ○ | |
| 1-2 住宅密集地域等における火災による死傷者の発生 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 木造住宅密集地域等における大規模火災の防止 | ① 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進 | 12-1 | ○ | 再掲 | | | | ○ | | |
| | | ② 防災まちづくり推進地区における改善事業 | 12-2 | ○ | 再掲 | | | | ○ | | |
| | | ③ 狭い道路の解消 | — | ○ | | | | | ○ | | |
| | | ④ 防火地域・準防火地域の指定、まちの不燃化 | — | | | | | | ○ | | |
| 2 | みどりを活用した火災の拡大防止 | ① 特色ある公園等の整備 | 16-3 | ○ | | | | | ○ | | |
| | | ② 練馬城址公園をにぎわいの拠点に | 16-2 | | | | | | ○ | | |
| | | ③ みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト | 16-1 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ④ 既存公園の改修・公園トイレのリニューアル | 16-4 | | | | | | | ○ | |
| | | ⑤ みどりの軸における緑化の推進と維持 | 16-5 | | | | | | | ○ | |
| | | ⑥ 重要な樹林地等の保全 | 16-6 | | | | | | | ○ | |
| | | ⑦ 地域ぐるみでの沿道緑化の推進 | 16-7 | | | | | | | ○ | |
| | | ⑧ 都市農地の保全に向けた取組の推進 | 19-3 | | | | | | | ○ | ○ |
| 3 | 交通ネットワークの整備にあわせた火災に強いまちづくり | ① 都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成 | 12-8 | | | | | | | ○ | |
| | | ② 外環道および外環の2 沿道地区のまちづくりと外環の2 の整備促進 | 15-6 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ③ 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり | 15-5 | | | | | | | ○ | |
| | | ④ 補助156号線沿道等のまちづくり | 15-7 | | | | | | | ○ | |
| | | ⑤ 上石神井駅周辺地区のまちづくり | 15-2 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑥ 武蔵関駅周辺地区のまちづくり | 15-3 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑦ 上井草駅周辺地区のまちづくり | 15-4 | | | | | | | ○ | |
| | | ⑧ 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり | 15-1 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ⑨ 石神井公園駅周辺地区のまちづくり | 15-8 | ○ | | | | | | ○ | |

| 推進目標 | リスクシナリオ | 区の実施 | AP | 国から受ける補助金 | 再掲 | 施策分野 | | | | | |
|---|-------------------------------|-------------------------------|---------------|-----------|----|------|----|-----|----|---|----|
| | | | | | | I | II | III | IV | V | VI |
| | 4 出火防止対策および初期消火力の向上 | ① 出火防止対策の強化 | 12-3 | | | | | | ○ | | |
| | | ② 地域の初期消火力の強化 | 12-4 | | | | | | ○ | | |
| | 5 地域防災力の向上 | ① 地域別防災マップの作成・訓練の実施 | 12-14 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| | | ② 避難行動要支援者対策の推進 | 12-12 | | 再掲 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | ③ ねりま防災カレッジ事業の充実 | 12-15 22-3 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| | | ④ 区民防災組織等の取組支援 | 12-16 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| | | ⑤ 家具類の転倒防止の周知、防災用品のあっせん | — | | 再掲 | | | | ○ | | |
| | | ⑥ 町会・自治会活動の支援 | 22-1 | | 再掲 | | | | | | ○ |
| | | ⑦ 区民の行動変容につながる周知・啓発 | 12-13 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| | | ⑧ 消防団への支援 | — | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| ⑨ 消火資器材の配備、消防水利の整備 | — | | | | | | ○ | | | | |
| 1-3 市街地の浸水・洪水による死傷者の発生 | | | | | | | | | | | |
| 1 水害対策の推進 | ① 水害への対策 | 12-11 | ○ | | | | | | ○ | | |
| | | — | | | | | | ○ | | | |
| | | — | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 2 区民の防災意識向上 | ① 防災の引おおよびハザードマップを活用した防災意識の向上 | — | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ② 地域別防災マップの作成・訓練の実施 | 12-14 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| | | ③ 区民の行動変容につながる周知・啓発 | 12-13 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ |
| 3 区の体制強化 | ① 練馬区行政タイムラインの作成・訓練の実施 | — | | | | | | ○ | | | |
| 1-4 土砂災害による死傷者の発生 | | | | | | | | | | | |
| 1 区民の防災意識向上 | ① 防災の引おおよびハザードマップを活用した防災意識の向上 | — | ○ | 再掲 | | | | | ○ | | |
| | | — | | | | | | ○ | | ○ | |
| | ③ 地域別防災マップの作成・訓練の実施 | 12-14 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ | |
| | ④ 区民の行動変容につながる周知・啓発 | 12-13 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ | |
| 推進目標 2：大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | | | | | | |
| 2-1 警察・消防・医療機関等の被災等による救助・救急・医療活動等の絶対的不足 | | | | | | | | | | | |
| 1 病院の整備 | ① 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備 | 10-1 | | | | | | ○ | | | |
| | | ② 新たな病院整備の検討 | 10-3 | | | | | ○ | | | |
| 2 医療救護体制の強化 | ① 医療救護体制の強化 | — | | | | | | ○ | ○ | | |
| | ② 医薬品・医療資器材の確保 | — | | | | | | ○ | ○ | | |
| | ③ 搬送体制の確保 | — | | | | | | ○ | ○ | | |
| | ④ 医療救護所訓練の実施 | — | | | | | | ○ | ○ | | |
| | ⑤ 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備 | 10-2 | | | | | | ○ | ○ | | |
| 3 区民防災組織等による救助活動の実施 | ① ねりま防災カレッジ事業の充実 | 12-15 22-3 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ | |
| | ② 区民防災組織等の取組支援 | 12-16 | | 再掲 | | | | ○ | | ○ | |
| | ③ 消防団への支援 | — | | 再掲 | | | | ○ | | ○ | |
| 2-2 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 | | | | | | | | | | | |
| 1 避難所等の生活環境の整備 | ① 小中学校体育館空調設備の整備 | 4-4 | ○ | | ○ | | | | | | |
| | | ② 小中学校トイレの改修 | 4-5 | ○ | | ○ | | | | | |
| | | ③ 災害用トイレの確保・整備 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ④ 多様な視点による避難所運営 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ⑤ 特殊栄養食品の提供 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ⑥ 各避難拠点への保健師等の巡回 | — | | | | | | ○ | ○ | |
| | | ⑦ 福祉避難所の対策強化 | — | | | | | | ○ | ○ | |
| | | ⑧ 福祉避難所への直接避難の検討 | 12-12 | | | | | | ○ | ○ | |
| | | ⑨ 避難所等での熱中症対策 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ⑩ 住まい確保支援事業の実施 | 5-7 | | | | | | ○ | | |

| 推進目標 | リスクシナリオ | 区の実施 | AP | 国から受ける補助金 | 再掲 | 施策分野 | | | | | | |
|---|--------------------------------------|---|-------------------------|-----------|----|------|----|-----|----|---|----|--|
| | | | | | | I | II | III | IV | V | VI | |
| | 2 在宅避難対策 | ① 地域介護・福祉空間整備等施設の整備(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域密着型施設等) | — | ○ | | | ○ | | | | | |
| | | ① 在宅避難対策の強化 | — | | | | | | ○ | | ○ | |
| | | ② 中高層マンション防災対策の推進 | 12-10 | | | | | | | ○ | ○ | |
| | | 3 避難所等におけるペット対策 | ① ペット同行避難の周知 | — | | | | | | ○ | ○ | |
| | | | ② 避難所でのペット受け入れ体制の整備 | — | | | | | | ○ | ○ | |
| | | | ③ 災害時ペット管理ボランティア登録制度の運用 | — | | | | | | ○ | ○ | |
| | 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止 | | | | | | | | | | | |
| | 1 物資の備蓄 | ① 備蓄物資の充実および倉庫整備 | 12-9 | ○ | | | | | | ○ | | |
| | | ② 家庭内備蓄の促進 | — | | | | | | | ○ | | |
| | | ③ 中高層マンション防災対策の推進 | 12-10 | | 再掲 | | | | | ○ | | |
| | 2 協定による物資調達 | ① 協定締結自治体等との連携強化 | — | | | | | | | ○ | | |
| | 3 物資の輸送体制と交通路等の整備・確保 | ① 物資輸送体制の整備 | — | | | | | | | ○ | | |
| | | ② 都市計画道路の整備(区施行) | 13-1 | ○ | | | | | | ○ | | |
| | | ③ 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進 | 15-6 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | | |
| | | ④ 生活幹線道路の整備 | 13-5 | ○ | | | | | | ○ | | |
| ⑤ 無電柱化の推進 | | 13-8 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | | | |
| ⑥ 都市インフラの計画的更新 | | 12-17 13-4 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| ⑦ 道路啓開体制の確保 | | — | | | | | | | ○ | | | |
| ⑧ 狭あい道路の解消 | | — | ○ | 再掲 | | | | | ○ | | | |
| 2-4 長期かつ大量の帰宅困難者の発生・混乱 | | | | | | | | | | | | |
| 1 帰宅困難者の抑制 | ① 事業所の帰宅困難者対策推進 | — | | | | | | | ○ | | | |
| | ② 一時滞在施設の確保 | — | | | | | | | ○ | | | |
| 2 備蓄物資の充実 | ① 備蓄物資の充実および倉庫整備 | 12-9 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | | | |
| 3 駅周辺の安全な避難路整備(鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実) | ① 鉄道駅および駅周辺のバリアフリー化 | 14-3 | | | | | | | ○ | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下 | | | | | | | | | | | | |
| 1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の強化 | ① 練馬区感染症ネットワークの推進 | 10-5 | | | | | | | ○ | | | |
| | ② 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備 | 10-2 | | 再掲 | | | | | ○ | ○ | | |
| | ③ 避難拠点運営マニュアル等の整備 | — | | | | | | | ○ | ○ | | |
| | ④ 避難拠点の備蓄物資の充実 | — | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 推進目標3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | | | | | | | | | | | | |
| 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | | | | | | | | | | |
| 1 災害時の行政の事業継続 | ① 練馬区業務継続計画(BCP)の運用 | — | | | | | | | | ○ | | |
| | ② 練馬区行政タイムラインの作成・訓練の実施 | — | | 再掲 | | | | | | ○ | | |
| | ③ 職員への防災教育・研修および訓練 | — | | | | | | | | ○ | | |
| | ④ 防災DXの推進 | — | | | | | | | | ○ | | |
| 2 行政機能の維持に必要な庁舎・設備の維持 | ① 重要システムの対策強化 | — | | | | | | | | ○ | | |
| | ② 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 | 17-3 | ○ | | | | | | | ○ | | |
| | ③ 公共施設の計画的な改修・改築 | — | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 3 他自治体等との連携(受援体制) | ① 受援体制の強化 | — | | | | | | | | ○ | | |
| | ② 協定締結自治体等との連携強化 | — | | 再掲 | | | | | | ○ | | |
| 4 地域防犯力の向上 | ① 地域の安全対策の推進 | 12-18 | | | | | | | | ○ | | |
| | ② 町会・自治会活動の支援 | 22-1 | | 再掲 | | | | | | | ○ | |

| 推進目標 | リスクシナリオ | 区の取組 | AP | 国から受ける補助金 | 再掲 | 施策分野 | | | | | |
|---|---------|--------------------------------------|---------------|-----------|----|------|----|-----|----|---|----|
| | | | | | | I | II | III | IV | V | VI |
| 推進目標4：大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | | | | | | | | | | | |
| 4-1 経済活動への甚大な影響の発生・生産能力の低下 | | | | | | | | | | | |
| 1 事業所のリスク管理 | | ① 事業継続計画（BCP）の策定の促進 | — | | | | | | | ○ | |
| 推進目標5：大規模自然災害発生後であっても、情報通信サービス、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | | | | | | | | | | | |
| 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 | | | | | | | | | | | |
| 1 区の体制強化 | | ① 区内部の情報連絡体制の整備 | — | | | | | | | ○ | |
| | | ② 区民への情報伝達手段の整備 | — | | | | | | | ○ | |
| 2 区民の防災意識向上 | | ① 防災の手引およびハザードマップを活用した防災意識の向上 | — | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ② 地域別防災マップの作成・訓練の実施 | 12-14 | | 再掲 | | | | | ○ | ○ |
| | | ③ 区民の行動変容につながる周知・啓発 | 12-13 | | 再掲 | | | | | ○ | ○ |
| 3 配慮を要する人への対応 | | ① 避難行動要支援者対策の推進 | 12-12 | | 再掲 | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | ② 外国人支援の強化 | — | | | | | | | ○ | ○ |
| 5-2 電気・ガス・水道等の長期間にわたる供給・機能停止 | | | | | | | | | | | |
| 1 ライフライン関係機関の対応力向上 | | ① ライフライン施設等の体制整備 | — | | | | | | | ○ | |
| | | ② ライフライン関係機関等との連携強化 | — | | | | | | | ○ | |
| | | ③ 地籍調査の実施 | — | ○ | | | | | | ○ | |
| 2 ライフライン停止時のエネルギー確保 | | ① 事業者との相互協力 | — | | | | | | | ○ | |
| | | ② 備蓄物資等による電源確保 | — | | | | | | | ○ | |
| | | ③ 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 | 17-3 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ④ 家庭内備蓄の促進 | — | | 再掲 | | | | | ○ | |
| 5-3 地域交通ネットワークの機能停止 | | | | | | | | | | | |
| 1 交通路等の確保（都市インフラの整備） | | ① 建築物の耐震化 | 12-5 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ② 輸送道路沿道建築物の耐震化 | 12-7 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ③ 都市計画道路の整備（区施行） | 13-1 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ④ 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進 | 15-6 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ⑤ 生活幹線道路の整備 | 13-5 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ⑥ 無電柱化の推進 | 13-8 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ⑦ 都市インフラの計画的更新 | 12-17 13-4 | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ⑧ 狭あい道路の解消 | — | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ⑨ 地籍調査の実施 | — | ○ | 再掲 | | | | | ○ | |
| 2 輸送体制の確立 | | ① 道路啓閉体制の確保 | — | | 再掲 | | | | | ○ | |
| 3 公共交通インフラの整備 | | ① 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業 | 13-3 | ○ | | | | | | ○ | |
| | | ② 大江戸線の延伸 | 13-2 15-1 | | | | | | | ○ | |
| | | ③ みどりバスの再編と新たな交通手段の実証実験 | 14-1 14-2 | | | | | | | ○ | |
| 推進目標6：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | | | | | | | | | | | |
| 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | | | | | | | | | | | |
| 1 復旧復興計画の策定 | | ① 復旧復興計画の策定 | — | | | | | | | ○ | |
| 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 | | | | | | | | | | | |
| 1 地域防犯力の向上 | | ① 地域の安全対策の推進 | 12-18 | | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ② 町会・自治会活動の支援 | 22-1 | | 再掲 | | | | | | ○ |
| 2 区民生活再建の支援 | | ① 区民生活の早期再建体制の強化 | — | | | | | | | ○ | |
| 3 ボランティア等、被災者の支援や復旧・復興に携わる人材の確保 | | ① ボランティアの受け入れ体制の強化 | — | | | | | | | ○ | |
| | | ② ねりま防災カレッジ事業の充実 | 12-15 | | 再掲 | | | | | ○ | |
| 4 他自治体等との連携（受援体制） | | ① 受援体制の強化 | — | | 再掲 | | | | | ○ | |
| | | ② 協定締結自治体等との連携強化 | — | | | | | | | ○ | |

| 推進 目標 | リスク シナリオ | 区 の 取 組 | AP | 国から受ける補助金 | 再掲 | 施策分野 | | | | | |
|--|-------------------|-----------------------|------------|-----------|----|------|----|-----|----|---|----|
| | | | | | | I | II | III | IV | V | VI |
| 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | | |
| 1 | ごみ、し尿、がれきの処理体制の強化 | ① 災害廃棄物処理 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ② 避難拠点におけるし尿処理 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ③ がれき処理 | — | | | | | | ○ | | |
| 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 復旧復興にかかる用地の確保 | ① オープンスペースの確保 | — | | | | | | ○ | ○ | |
| | | ② 応急仮設住宅の供給 | — | | | | | | ○ | | |
| 6-5 地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 地域コミュニティ活動の活性化 | ① 地域コミュニティ活動の活性化 | — | | | | | | | | ○ |
| | | 2 文化財保護の推進 | ① 文化財保護の推進 | — | ○ | | | | | | ○ |
| 6-6 有害物質の大規模拡散・流出 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 危険物施設等への指導の徹底 | ① 毒物・劇物取扱施設への安全対策等の徹底 | — | | | | | | ○ | | |
| | | ② アスベスト飛散防止の推進 | — | ○ | | | | | ○ | | |

第5章 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の取組

1 脆弱性評価結果と強靱化の取組

掲載方法

| リスクシナリオ1-4 | |
|---|---|
| 土砂災害による死傷者の発生 | リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果 |
| 脆弱性評価結果 | |
| 1 区民の防災意識向上 | |
| <ul style="list-style-type: none">区内では、土砂災害警戒区域が15箇所、土砂災害特別警戒区域が11箇所指定されている。大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、日頃から区民一人ひとりの防災意識の向上に取り組む必要がある。災害リスクは地域によって違うため、区民一人ひとりが災害時に即座に行動できるよう、日頃から地域の災害リスクを知り、訓練をする必要がある。災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高める必要がある。 | |
| 【強靱化の取組】 | |
| 1 区民の防災意識向上 | |
| ① 防災の手引およびハザードマップを活用した防災意識の向上（再掲） 風水害時のマイ・タイムライン（区民の避難行動計画）等を記載した「防災の手引」、土砂災害警戒区域等を記載した「練馬区土砂災害ハザードマップ」等を活用し、過去の災害の教訓と防災情報の周知に取り組む。 | 脆弱性の評価結果に基づく強靱化の取組 |
| ② 土砂災害に備えた訓練の実施 土砂災害警戒区域および土砂災害ハザードマップを自治会、防災会、警察、消防等の関係機関と連携し、訓練を実施する。 | 第3次ビジョン アクションプラン掲載事業は、アクションプランの事業番号を記載しています。 |
| ③ 地域別防災マップの作成・訓練の実施（再掲） AP12-14 地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップをについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成する。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化する。水害リスクの高い地区（対象14か所）のうち、未作成の4か所について個別に働きかけ、地域別防災マップの作成を進める。 | リスクシナリオごとに、活用する国補助金・交付金を記載しています。（施策ごとの補助金・交付金該当状況は、別表に記載しています。） |
| ④ 区民の行動変容の促進 区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開する。 | |
| 【推進する主な事業】 「防災・安全交付金（河川事業）」 | |

リスクシナリオ 1-1

建物等の大規模倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価結果

1 地震・火災に強い防災まちづくりの推進

- ◆ 老朽木造住宅が密集し、狭い道路が多い地域では、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高く、緊急車両の通行が困難となる等、まちの防災性に課題がある。そのため、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

2 建物の耐震化等の促進

- ◆ 旧耐震建築物や新耐震基準の住宅のうちいわゆる2000年基準を満たさない木造住宅については、その耐震性に課題がある。震災から区民の生命および財産を守るためには、建築物の耐震化を進める必要がある。
- ◆ 大地震の発生時に救急救命活動や緊急支援物資の輸送の大動脈となる緊急輸送道路や、避難拠点と緊急輸送道路を連絡する地域輸送道路については、沿道建築物の倒壊等による道路閉塞のため、被災者の搬送や物資の運搬に支障が出る恐れがある。そのため、沿道建築物の耐震化を促進し、輸送道路の機能を確保する必要がある。
- ◆ 築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要である。
- ◆ 不特定多数が利用する区立施設や避難拠点となる小中学校等、重点的に耐震化すべき建築物は、必要とする構造耐震指標（ I_s 値）をより高い基準に設定し、耐震診断結果がそれを下回っている施設については、耐震補強工事あるいは改築等の対策を計画的に進めていく必要がある。
また、災害時医療機関、私立幼稚園・私立保育所の残された未耐震建築物について、耐震化に取り組む必要がある。
- ◆ 適切な改修を行い、区営住宅を適切に維持管理する必要がある。
- ◆ 民間の分譲マンションの管理運営について、適切に維持管理ができるよう、支援が必要である。
- ◆ 災害に強い良好な居住環境の確保を図るため、老朽化マンションの建て替えを推進する必要がある。
- ◆ 区内には、安全性に問題のあるブロック塀等が多数存在している。倒壊により死傷者が発生する恐れがあるため、危険なブロック塀等の除去が必要である。
- ◆ 適正な管理がなされていない空き家の存在が、防災、防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。また、居住者等がいながら堆積物等により不良な状態になっている、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる建築物が、地域の問題となっており、対策が必要である。
- ◆ 電柱の倒壊により、避難や救急活動、物資輸送の妨げとなる恐れがあるため、無電柱化を総合的・計画的に推進する必要がある。

3 地域防災力の向上

- ◆ 災害リスクは地域によって違うため、区民一人ひとりが災害時に即座に行動できるよう、日頃から地域の災害リスクを知り、訓練をする必要がある。
- ◆ 区内には、自力での避難行動が難しい避難行動要支援者が約3万2千人居住している。災害時には迅速に安否を確認し、避難支援を行う必要がある。
- ◆ 区民一人ひとりが防災について関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行

動に移すことが大切である。区民の防災に対する意識の向上を図り、地域においてそのように活動する人材の育成が必要である。

- ◆ 発災時には、地域における共助の取組が重要である。地域の防災活動団体である、区民防災組織等の取組を支援し、より効果的で魅力的な訓練を行うことで、訓練の参加者数を増やしながらか地域防災力の向上を目指す必要がある。
- ◆ 首都直下地震では家具転倒や屋内落下物等による死傷者の発生が想定されており、各家庭における対策が必要である。
- ◆ 災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高める必要がある。
- ◆ 防災や一人暮らし高齢者の見守り等、様々な地域活動を行っている町会・自治会組織の基盤強化が必要である。
- ◆ 地域防災の中核として重要な役割を担っている、消防団の活動支援が必要である。

【強靱化の取組】

1 地震・火災に強い防災まちづくりの推進

① 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進 **AP12-1**

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進める。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）区域（以下「新防火規制区域」という。）の指定等を進めるとともに、道路拡幅等に取り組む。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定等に向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進める。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進める。

② 防災まちづくり推進地区における改善事業 **AP12-2**

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する改善事業を集中的に進めている。新防火規制区域の指定を行い、防火性を高める。

2 建物の耐震化等の促進

① 建築物の耐震化 **AP12-5**

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守る。

戸建住宅の所有者へ積極的に啓発を行い、耐震化を促進する。

災害時医療機関、分譲マンション等へ啓発を行い、更なる耐震化を促進する。

② 輸送道路沿道建築物の耐震化 **AP12-7**

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守る。

特定緊急輸送道路沿道建築物は、耐震化率96%まで進んだ。今後は、耐震化率80%の一般緊急輸送道路沿道建築物について、所有者に対して耐震改修工事を個別に働きかける等、重点的に耐震化を促進する。

地域輸送道路沿道建築物について、耐震化を促進するための調査・検討を行う。

③ 小中学校の改築等の推進 **AP4-3**

築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要である。施設の長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、目標使用年数を80年とする。その他の建物は、築60年を目途に改築する。

④ 区立施設の耐震化

不特定多数が利用する建築物は大規模改修等にあわせてI s 値0.75以上の耐震化を進める。

⑤ 公共的施設等の耐震化

公共的施設（私立幼稚園、私立保育所等）、災害時医療機関、民間特定建築物等は、耐震改修や建て替え等により、耐震化を進める。また、新設の際にも、耐震性をはじめ安全性の確保を最優先として整備する。

⑥ 区営住宅の長寿命化の推進

「練馬区営住宅長寿命化計画」に基づき、予防保全的な修繕・改善を計画的に進め、適切かつ効率的な維持管理を推進する。

⑦ マンション管理の適正化 **AP15-9**

分譲マンション管理組合や区分所有者の方を対象として、分譲マンションの管理運営について継続的にセミナー等を開催し、適正な維持管理を促進する。また、分譲マンションの実態調査を実施し、管理状況を把握する。

実態調査の結果を踏まえ、マンション管理適正化推進計画を策定する。

⑧ 優良な住宅の供給等の促進

災害に強い良好な居住環境の確保を図るため、耐震性や防火性等が不足するマンションの建て替えを支援する。

⑨ 危険なブロック塀等の撤去促進 **AP12-1,2,6**

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組む。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進する。

⑩ 空き家等対策の推進 **AP15-10**

「練馬区空き家等対策計画」に基づき、管理不全状態にある空き家および堆積物等による不良な状態にある居住建築物の発生予防や適正な管理を進める。

⑪ 無電柱化の推進 **AP13-8**

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進する。

3 地域防災力の向上

① 地域別防災マップの作成・訓練の実施 **AP12-14**

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成する。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化する。

水害リスクの高い地区（対象14か所）のうち、未作成の4か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進める。

② 避難行動要支援者対策の推進 **AP12-12**

災害時に自力で避難することが困難な方をあらかじめ登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新する。また「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画の作成を進める。要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿・計画を活用した訓練を実施する。

加えて、避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、地震・火災対策の周知・啓発を行うとともに、避難行動要支援者のみ世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与や家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組む。

③ ねりま防災カレッジ事業の充実 **AP12-15 AP22-3**

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施する。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、YouTube等を活用し、防災学習コンテンツを作成・配信する。また、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増

やす。

④ 区民防災組織等の取組支援 **AP12-16**

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じる等、積極的な支援を行い、地域の防災力を強化する。

⑤ 家具類の転倒防止の周知、防災用品のあっせん

家庭内での備え、安全対策を充実させ、災害時の被害を最小限に食い止めるため、家具類の転倒防止器具、感震ブレーカー等の防災用品のあっせんを行う。また、ねりま防災カレッジ事業や防災訓練等の機会を有効に活用し、室内の家具転倒防止対策の重要性を区民に理解してもらうための啓発活動をさらに推進する。

⑥ 区民の行動変容につながる周知・啓発 **AP12-13**

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開する。

⑦ 町会・自治会活動の支援 **AP22-1**

「集合住宅における加入促進ハンドブック」の活用等、町会・自治会の加入促進に取り組む。

⑧ 消防団への支援

消防団活動を強化、充実するため消防団員の入団を促進する。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、地域住宅計画に基づく事業）」

「社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、地域住宅計画に基づく事業、優良建築物等整備事業、都心共同住宅供給事業、空き家再生等推進事業）」

「住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業、空き家対策総合支援事業）」

「無電柱化推進事業費補助」

「学校施設環境改善交付金」

「次世代育成支援対策施設整備交付金」

「保育所等整備交付金」

リスクシナリオ 1-2

住宅密集地域等における火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果

1 木造住宅密集地域等における大規模火災の防止

- ◆ 老朽木造住宅が密集し、狭い道路が多い地域では、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高く、緊急車両の通行が困難となる等、まちの防災性に課題がある。そのため、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。
- ◆ 幅員 4 m 未満の狭い道路は、災害時には延焼の拡大、緊急車両の通行や避難の妨げとなる恐れがあるため、拡幅整備を進める必要がある。
- ◆ 市街地における火災の危険を防止するために、防火地域等の指定が必要である。

2 みどりを活用した火災の拡大防止

- ◆ 発災時における火災の延焼防止となり、地域の防災活動の拠点や区民の避難の場所等として重要な役割をもつオープンスペースを確保する必要がある。
- ◆ 道路・公園空間と植栽の相乗効果による延焼遮断帯として、また安全な避難を確保するため、道路・公園の緑化を進める必要がある。
- ◆ 都市農地は、災害時の延焼防止空間、避難場所、生鮮野菜の供給等、様々な防災機能があり、計画的に保全する必要がある。

3 交通ネットワークの整備にあわせた火災に強いまちづくり

- ◆ 大震災時の市街地大火を防止し、区民が安全に避難できる経路を確保するためには、延焼遮断帯の形成が必要である。
- ◆ 延焼遮断帯機能を持つ幹線道路がない地域では、火災が延焼する危険性がある。幹線道路（都市計画道路）の整備にあわせて、建物の不燃化、生活道路の改善が必要である。
- ◆ 駅周辺や幹線道路沿線の市街地、大江戸線新駅予定地周辺では、建物の不燃化、道路の拡幅、オープンスペースの確保等が十分でない。建物の耐震化・不燃化、公園や道路等の整備により、災害に強いまちづくりを進める必要がある。
- ◆ 石神井公園駅南口周辺は、建物の倒壊や火災の発生が強く懸念され、防災上大きな課題がある。また、安全な交通の確保も喫緊の解決すべき課題となっている。建物の不燃化や道路等の整備により、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

4 出火防止対策および初期消火力の向上

- ◆ 東京都の被害想定では、消火困難な火災が 28 件発生し、大規模な延焼火災による被害が約 11,000 棟になることが想定されている。火災による被害を最小限に食い止めるためには火災危険度の高い地域での出火防止対策により組む必要がある。あわせて、地域住民による初期消火が重要である。

5 地域防災力の向上

- ◆ 災害リスクは地域によって違うため、区民一人ひとりが災害時に即座に行動できるよう、日頃から地域の災害リスクを知り、訓練をする必要がある。
- ◆ 区内には、自力での避難行動が難しい避難行動要支援者が約 3 万 2 千人居住している。災害時には迅速に安否を確認し、避難支援を行う必要がある。
- ◆ 区民一人ひとりが防災について関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行

動に移すことが大切である。区民の防災に対する意識の向上を図り、地域においてそのように活動する人材の育成が必要である。

- ◆ 発災時には、地域における共助の取組が重要である。地域の防災活動団体である、区民防災組織等の取組を支援し、より効果的で魅力的な訓練を行うことで、訓練の参加者数を増やしながら地域防災力の向上を目指す必要がある。
- ◆ 首都直下地震では家具転倒や屋内落下物等による死傷者の発生が想定されており、各家庭における対策が必要である。
- ◆ 防災や一人暮らし高齢者の見守り等、様々な地域活動を行っている町会・自治会組織の基盤強化が必要である。
- ◆ 災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高める必要がある。
- ◆ 地域防災の中核として重要な役割を担っている、消防団の活動支援が必要である。
- ◆ 発災時の初期消火が確実に行われるよう、必要な資器材の貸与・設備の整備が必要である。

【強靱化の取組】

1 木造住宅密集地域等における大規模火災の防止

① 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進（再掲）

AP12-1

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進める。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定等を進めるとともに、道路拡幅等に取り組む。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定等に向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進める。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進める。

② 防災まちづくり推進地区における改善事業（再掲） **AP12-2**

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去等を促進する改善事業を集中的に進めている。新防火規制区域の指定を行い、防火性を高める。

③ 狭あい道路の解消

幅員4m未満の狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路においては、区による拡幅整備工事や支障物の撤去費用等を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を推進する。

④ 防火地域・準防火地域の指定、まちの不燃化

防災ネットワークを形成し安全なまちづくりを計画的に行うため、都市計画道路等の整備にあわせて、緊急輸送道路や延焼遮断帯の形成等に必要な地域について防火地域の指定を推進する。

2 みどりを活用した火災の拡大防止

① 特色ある公園等の整備 **AP16-3**

スポーツができる公園や地域のみどりを活かした公園等拠点となる大規模で特色ある公園、暮らしに潤いをもたらす身近な公園を整備する。

② 練馬城址公園をにぎわいの拠点に **AP16-2**

練馬城址公園は、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現に向け、引き続き整備主体である東京都や関係者と調整する。

③ みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト **AP16-1**

みどりのネットワークの拠点としての機能を充実させるため、都市計画公園区域に決定されている未開設部分の整備の準備を進め、防火性を高める。

④ 既存公園の改修・公園トイレのリニューアル **AP16-4**

各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて公園等改修計画を策定し、計画的な改修を進める。また、公園のトイレが清潔・快適であることは公園のみならず区のイメージアップにもつながることからリニューアルに取り組む。

⑤ みどりの軸における緑化の推進と維持 **AP16-5**

国や東京都等の事業主体に働きかけ、都市計画道路や河川の整備にあわせ、街路樹等による緑化を進める。また、幹線道路沿道のまちづくりを進める際にも、公園・緑地を整備し、みどりの創出を図る。

田柄川緑道（練馬一般区道42-133号線および42-205号線）について、道路機能の改善とみどりの軸にふさわしい再整備を行う。

大泉学園通りのサクラ並木の健全度を診断し、結果に基づき伐採・植替等を行い健全な樹木を維持する。

⑥ 重要な樹林地等の保全 **AP16-6**

民有の樹林地のうち、みどりの軸沿いの樹林地や良好な屋敷林については、保全制度（保護樹林、憩いの森等）の適用や、都市計画緑地の決定に向け、所有者との合意形成を進める。

⑦ 地域ぐるみでの沿道緑化の推進 **AP16-7**

沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直す。住宅事情等を調査し、調査結果を踏まえ、みどりの協定制度の見直し等を行い、緑化から管理までサポートする仕組みを検討する。

⑧ 都市農地の保全に向けた取組の推進 **AP19-3**

生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者等のマッチングを進め、農地保全を推進する。

特定生産緑地制度の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組む。

都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、国に改善要望をしてきた農地制度や税制度について生産緑地の貸借が実質的に可能になる等、改正が実現した。引き続き、都市農地の保全に向けた制度改正を実現するため、国に働きかけを行う。

3 交通ネットワークの整備にあわせた火災に強いまちづくり

① 都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成 **AP12-8**

都市計画道路事業にあわせた沿道まちづくりにおいて防火地域の指定を行うことで、沿道建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図る。

② 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進 **AP15-6**

外環道および外環の2の整備にあわせ、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進める。

南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかける。

③ 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり **AP15-5**

放射35号線沿道では、平和台駅付近において環状8号線を地下で横断する通路を整備し、歩行者の利便性の向上を図る。

放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定める。

平和台駅および氷川台駅付近では、駅周辺に必要な交通施設の整備を東京都に働きかける。

④ 補助156号線沿道等のまちづくり **AP15-7**

補助156号線沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定める。

⑤ 上石神井駅周辺地区のまちづくり **AP15-2**

賑わいのあるまちの実現に向けて、市街地再開発事業等の検討を進め、権利者組織による事業計画の検討を支援する。高架化した駅から外環の2を渡るための立体横断施設の整備に向けた検討を行う。車両留置施設再編後の跡地の活用方法を鉄道事業者と協議し、拠点性を高める土地利用を誘導する。

⑥ 武蔵関駅周辺地区のまちづくり **AP15-3**

駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、地区計画を定める。また、駅前では建築物の共同化について、検討を進め、権利者組織の設立を支援する。

⑦ 上井草駅周辺地区のまちづくり **AP15-4**

良好な住環境の保全を目指し、地区計画を定める。また、引き続き隣接する杉並区と連携して、まちづくりに取り組む。

⑧ 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり **AP15-1**

大江戸線延伸を見据え、旅客需要の増加につながるまちづくりを更に推進する。(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、駅前広場の計画や建築物の共同化等について検討を進める。(仮称)大泉町駅予定地周辺では、駅前広場や地域特性を活かした拠点整備を検討する。

⑨ 石神井公園駅周辺地区のまちづくり **AP15-8**

駅前にふさわしい土地利用を促進するため、南口西地区市街地再開発事業の支援を行うとともに、補助232号線(南口交通広場～富士街道の区間)の整備を進める。令和9年度の竣工を予定している再開発ビルの一部へ、区民生活に密着した行政サービスの機能を移転する。

南口商店街では、無電柱化に向けた取組を進めるとともに、商店会による街並み整備のための計画を策定する。

4 出火防止対策および初期消火力の向上

① 出火防止対策の強化 **AP12-3**

地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、地震、火災対策の周知啓発を行う。

さらに、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施する。

② 地域の初期消火力の強化 **AP12-4**

地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、区立施設やコンビニ等の街頭に、消火用スタンドパイプを設置する。

多くの区民が初期消火を体験できるよう、地域で初期消火訓練を展開する。
区民防災組織へスタンドパイプを配備し、訓練を促進する。
ねりま防災カレッジ事業において、初期消火に特化した講習会を開始する。

5 地域防災力の向上

① 地域別防災マップの作成・訓練の実施（再掲） **AP12-14**

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成する。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化する。

水害リスクの高い地区（対象14か所）のうち、未作成の4か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進める。

② 避難行動要支援者対策の推進（再掲） **AP12-12**

災害時に自力で避難することが困難な方をあらかじめ登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新する。また「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画の作成を進める。要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿・計画を活用した訓練を実施する。

加えて、避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、地震・火災対策の周知・啓発を行うとともに、避難行動要支援者のみ世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与や家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組む。

③ ねりま防災カレッジ事業の充実（再掲） **AP12-15 AP22-3**

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施する。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、YouTube等を活用し、防災学習コンテンツを作成・配信する。また、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やす。

④ 区民防災組織等の取組支援（再掲） **AP12-16**

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じる等、積極的な支援を行い、地域の防災力を強化する。

⑤ 家具類の転倒防止の周知、防災用品のあっせん（再掲）

家庭内での備え、安全対策を充実させ、災害時の被害を最小限に食い止めるため、家具類の転倒防止器具、感震ブレーカー等の防災用品のあっせんを行う。また、ねりま防災カレッジ事業や防災訓練等の機会を有効に活用し、室内の家具転倒防止対策の重要性を区

民に理解してもらうための啓発活動をさらに推進する。

⑥ 町会・自治会活動の支援（再掲） **AP22-1**

「集合住宅における加入促進ハンドブック」の活用等、町会・自治会の加入促進に取り組む。

⑦ 区民の行動変容につながる周知・啓発（再掲） **AP12-13**

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開する。

⑧ 消防団への支援（再掲）

消防団活動を強化、充実するため消防団員の入団を促進する。

⑨ 消火資器材の配備、消防水利の整備

区内の各地域で活動している防災会・市民消火隊を対象として、軽可搬消火ポンプに加えスタンドパイプの配備を進め、初期消火に活用できる資器材の普及を図る。また、主に家庭で使用する目的に、消火器のあっせんを行う。

地下貯水槽やミニ防災井戸の活用、関係機関との連携により、初期消火に活用できる水利の確保を推進する。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業（市街地再開発事業等）、道路事業）」

「社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、都市公園・緑地等事業、道路事業、市街地整備事業）」

「無電柱化推進事業費補助」

リスクシナリオ 1-3

市街地の浸水・洪水による死傷者の発生

脆弱性評価結果

1 水害対策の推進

- ◆ 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、降雨による浸水被害を防止するため、東京都が実施する河川・下水道整備と、区が実施する流域対策により、対策を進める必要がある。
- ◆ 近年の水災害では、地下部分に受変電設備が設置されているマンションやオフィスにおいて受変電設備が冠水し、停電によるエレベーター、給水設備等のライフラインが使用不能になる被害が発生しており、対策が必要である。
- ◆ 河川の洪水により浸水が予想される区域内にある要配慮者利用施設（高齢者や障害者、乳幼児等避難に支援が必要な方が利用する施設）が、洪水時の円滑な避難のための計画を作成し、水害時に適切に行動できるよう支援する必要がある。

2 区民の防災意識向上

- ◆ 風水害時に安全に避難できるように、日頃から区民一人ひとりの防災意識の向上に取り組む必要がある。
- ◆ 災害リスクは地域によって違うため、区民一人ひとりが災害時に即座に行動ができるよう、日頃から地域の災害リスクを知り、訓練をする必要がある。
- ◆ 災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高める必要がある。

3 区の体制強化

- ◆ 台風接近前に区が適切な災害対策を行うため、事前に行動計画を整理しておく必要がある。

【強靱化の取組】

1 水害対策の推進

① 水害への対策 **AP12-11**

降雨による浸水被害を防止するため、東京都に対し、河川・下水道の早期整備を要請する。

練馬区総合治水計画に基づき、令和19年度末の流域対策目標72.5万㎡の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進める。

東京都が検討している気候変動を踏まえた新たな豪雨対策について、その検討結果を踏まえ、練馬区総合治水計画の見直しを行う。

② マンション、オフィスビル等の浸水対策

地下に受変電設備等がある区内の建築物を抽出し、建築物の管理者等に国土交通省がとりまとめた「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の周知を行う。

③ 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の訓練支援

石神井川、白子川および江古田川の洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い地域にある施設には、避難確保計画の作成段階から区が積極的に関わり、訓練の実施等を支援する。

2 区民の防災意識向上

① 防災の手引およびハザードマップを活用した防災意識の向上

風水害時のマイ・タイムライン（区民の避難行動計画）等を記載した「防災の手引」、各地域の浸水予想を記載した「練馬区水害ハザードマップ」等を活用し、過去の災害の教訓と防災情報の周知に取り組む。

② 地域別防災マップの作成・訓練の実施（再掲） **AP12-14**

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成する。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化する。

水害リスクの高い地区（対象14か所）のうち、未作成の4か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進める。

③ 区民の行動変容につながる周知・啓発（再掲） **AP12-13**

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開する。

3 区の体制強化

① 練馬区行政タイムラインの作成・訓練の実施

全庁の各部署が台風接近前に必要な防災対策を適切なタイミングかつ漏れのないように実行するために、練馬区行政タイムラインを作成している。

台風接近を想定した訓練を実施することで、より実効性の高い計画に修正する。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（河川事業）」

「社会資本整備総合交付金（河川事業）」

リスクシナリオ 1-4

土砂災害による死傷者の発生

脆弱性評価結果

1 区民の防災意識向上

- ◆ 区内では、土砂災害警戒区域が15箇所、土砂災害特別警戒区域が11箇所指定されている。大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、日頃から区民一人ひとりの防災意識の向上に取り組む必要がある。
- ◆ 災害リスクは地域によって違うため、区民一人ひとりが災害時に即座に行動できるよう、日頃から地域の災害リスクを知り、訓練をする必要がある。
- ◆ 災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高める必要がある。

【強靱化の取組】

1 区民の防災意識向上

① 防災の手引およびハザードマップを活用した防災意識の向上（再掲）

風水害時のマイ・タイムライン（区民の避難行動計画）等を記載した「防災の手引」、土砂災害警戒区域等を記載した「練馬区土砂災害ハザードマップ」等を活用し、過去の災害の教訓と防災情報の周知に取り組む。

② 土砂災害に備えた訓練の実施

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定されている地域を対象に、町会・自治会、防災会、警察、消防等の関係機関と連携して土砂災害に備えた訓練を実施する。

③ 地域別防災マップの作成・訓練の実施（再掲） **AP12-14**

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップをについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成する。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化する。水害リスクの高い地区（対象14か所）のうち、未作成の4か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進める。

④ 区民の行動変容につながる周知・啓発（再掲） **AP12-13**

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開する。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（河川事業）」

リスクシナリオ 2-1

警察・消防・医療機関等の被災等による救助・救急・医療活動等の絶対的不足

脆弱性評価結果

1 病院の整備

- ◆ 区の人口10万人当たりの一般・療養病床数は、23区で最も少なく、病床の確保を進めていく必要がある。

2 医療救護体制の強化

- ◆ 災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の傷病者が発生することが想定される。医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行う必要がある。

3 区民防災組織等による救助活動の実施

- ◆ 大地震が発生した場合、建物の倒壊等により救助・救急活動を必要とする事案が、区内各地で同時多発的に発生すると予測される。この場合、防災機関のみで、すべての事案に対応することは不可能であるため、区や防災関係機関に加え、各地域における区民防災組織等の連携による活動を進める必要がある。

【強靱化の取組】

1 病院の整備

① 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備 **AP10-1**

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度中の開設を目指す。近接の練馬光が丘病院等と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指す。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備する。

② 新たな病院整備の検討 **AP10-3**

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指す。

2 医療救護体制の強化

① 医療救護体制の強化

近年多発している大規模災害や感染症等に対する医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について検討を重ねる。

② 医薬品・医療資器材の確保

医薬品の調達方法について、災害時の協力協定を締結している薬剤師会、練馬薬業協同組合、卸売販売業者とあらかじめ具体的に協議する。四師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）と協議の上、発災から3日間で必要な量を目安に、医療救護所で使用する医薬品等の備蓄に努める。

③ 搬送体制の確保

搬送要請の方法について、災害時の協力協定を締結している民間救急事業者や介護タクシー事業者等とあらかじめ具体的に協議する。

④ 医療救護所訓練の実施

発災時の負傷者を円滑に治療するため、定期的に四師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）および医療救護所指定避難拠点ならびに災害時医療機関等との医療救護所訓練を実施する。

⑤ 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備 **AP10-2**

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図る。

3 区民防災組織等による救助活動の実施

① ねりま防災カレッジ事業の充実（再掲） **AP12-15 AP22-3**

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施する。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、YouTube等を活用し、防災学習コンテンツを作成・配信する。また、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やす。

② 区民防災組織等の取組支援（再掲） **AP12-16**

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じる等、積極的な支援を行い、地域の防災力を強化する。

③ 消防団への支援（再掲）

消防団活動を強化、充実するため消防団員の入団を促進する。

リスクシナリオ 2-2

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

脆弱性評価結果

1 避難所等の生活環境の整備

- ◆ 劣悪な避難生活環境は、避難者の健康状態悪化や災害関連死につながるおそれがある。避難拠点においては、空調設備や、災害用トイレの整備等、良好な避難生活環境の確保が必要である。
- ◆ 避難所運営にあたっては、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、LGBTの方等に配慮する必要がある。
- ◆ 食物アレルギー対応食、乳児用ミルク、嚥下困難な方向けの食品等、通常の食品を食べることができない人のための食品（特殊栄養食品）の備蓄を充実する必要がある。併せて区民に対して、自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう周知する必要がある。
- ◆ 避難生活中の生活習慣病等の疾患の発症や悪化、被災者の心身の機能の低下を予防する必要がある。
- ◆ 高齢者や障害者等、特別な配慮を必要とする方を対象として開設する福祉避難所について、受け入れ訓練やマニュアル等の見直し、備蓄物資の充実等、絶えず見直しを行う必要がある。
- ◆ 要介護高齢者や障害者等、特別な配慮を必要とする方の福祉避難所への直接避難を検討する必要がある。
- ◆ 夏季は熱中症のリスクが高まるため、避難所における熱中症対策を行う必要がある。
- ◆ 年齢や身体状況等を理由に賃貸アパートへの入居を断られやすい高齢者等を対象に、住まい確保の支援を行う必要がある。
- ◆ 高齢者施設等で、防災体制が不足している場合に、防災設備等を確保する必要がある。

2 在宅避難対策

- ◆ 多くの区民が立退き避難する事態とならないよう、建物の耐震化や室内の安全対策、食料・飲料水・生活必需品の備蓄等、必要な備えを促す必要がある。
- ◆ 中高層マンションは、大きな揺れにより、建物内設備・配管の破損、エレベーター停止等のマンション特有の被害によって、在宅避難が困難になることがある。住民一人ひとりが、中高層マンション特有の被害を理解し、各マンションの実情に応じた、具体的な取組につながるよう周知・啓発する必要がある。

3 避難所等におけるペット対策

- ◆ 地域に危険があるときに、「ペットがいるので避難できない」ということが、新たな被害につながる可能性もある。災害時には適切に飼育動物の保護等を行い、動物の飼い主である区民や、避難生活を送る区民の安全安心を確保する必要がある。

【強靱化の取組】

1 避難所等の生活環境の整備

① 小中学校体育館空調設備の整備 **AP4-4**

既存の小中学校体育館に空調設備を整備する。

② 小中学校トイレの改修 **AP4-5**

小中学校のトイレは、平成29年度までに1系統目の改修を終了した。未改修の2系統目以降のトイレについて、便器洋式化、床ドライ化、配管取替、バリアフリー化等の整備を進めていく。

③ 災害用トイレの確保・整備

備蓄スペースを考慮しながら、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレの組み合わせにより、避難者約50人あたり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。また、区立小中学校の改築にあわせ、防災トイレ用マンホールおよび配管の整備を進めることにより、災害用トイレの充実を図る。

生活用水の確保、し尿収集・運搬態勢の整備等に努める。また、事業所および区民に、環境衛生の維持のため、当面の目標としてトイレが使用できなくなることに備えて、3日分の災害用トイレを備蓄するよう周知する。

東京都は防災公園（都立公園）において、既設トイレの活用その他、災害トイレ用マンホールおよび配管を備えている。それにあわせ、区では災害用トイレ（組立トイレ）本体を公園内に備蓄する。

④ 多様な視点による避難所運営

女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、LGBTの方等の多様な視点に配慮した避難拠点運営に取り組む。必要に応じて、避難拠点で作成する「避難拠点運営マニュアル」を改訂する。女性防災リーダーの育成と、女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努める。

⑤ 特殊栄養食品の提供

食物アレルギー対応食品等、特殊栄養食品の備蓄を進めるとともに、協定団体と情報交換し、合同訓練等の参加等、更なる連携の推進に努める。あわせて区民に対して、自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう周知・啓発する。

⑥ 各避難拠点への保健師等の巡回

各避難拠点を保健師等が巡回し、避難拠点内の感染症予防や生活習慣病等の疾患の発症や悪化、被災者の心身の機能の低下を予防する等、避難拠点を中心とした防疫活動、保健衛生活動等を実施する。

⑦ 福祉避難所の対策強化

福祉避難所での受け入れ訓練やマニュアル等の見直し、備蓄物資の充実等、絶えず見直しを行いながら災害対策の推進に努める。

⑧ 福祉避難所への直接避難の検討 **AP12-12**

福祉避難所への直接避難の検討を進め、訓練を実施する。

⑨ 避難所等での熱中症対策

避難所や在宅で避難生活を過ごすときの備えとして、冷却剤の備蓄や、非常持出品に涼しい服装や日傘、帽子等を用意する等、災害時の熱中症予防対策について防災訓練や防災講話等を通じて周知・啓発する。

⑩ 住まい確保支援事業の実施 **AP5-7**

高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施する。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施する。

⑪ 地域介護・福祉空間整備等施設の整備(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域密着型施設等)

スプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業、換気設備の設置事業の交付金を活用し、高齢者施設等における防災設備等の確保を進める。

2 在宅避難対策

① 在宅避難対策の強化

室内の安全対策の周知・啓発や高齢者等を対象に、防火防災診断を実施する。また、家庭内での備えや安全対策の充実、住宅火災の防止のため、家具類の転倒防止器具、感震ブレーカー、保存食料等の防災用品のあっせんを行う。

加えて、避難拠点で在宅避難者にも物資を供給できるよう備蓄物資を充実し、在宅避難対策を強化する。

② 中高層マンション防災対策の推進 **AP12-10**

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布する。防災会の組織化や防災マニュアルの作成等のマンション防災会の活動支援を行う。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助する。

3 避難所等におけるペット対策

① ペット同行避難の周知

区では、ペットを飼っている方が、避難拠点に避難する必要がある場合には同行避難を呼びかけている。災害時の同行避難について、また、自助の取組としてペット用品の備蓄について、区民に周知する。

② 避難所でのペット受け入れ体制の整備

ペット同行避難訓練を実施し、受付時のペットの登録やペットの収容場所について検討を進める。

③ 災害時ペット管理ボランティア登録制度の運用

避難拠点でのペットの適正飼育、管理のため、災害時ペット管理ボランティアの登録制度を設けている。ボランティア登録者を増やすため、制度についての周知を継続して行っていくとともに、研修の実施等、ボランティアのスキルアップを図る。

【推進する主な事業】

「学校施設環境改善交付金」

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」

リスクシナリオ 2-3

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の停止

脆弱性評価結果

1 物資の備蓄

- ◆ 災害により多数の区民が被災した場合、発災直後から、生存に必要な食料や水を確保しておく必要がある。
- ◆ 区民一人ひとりが、発災時に必要なものを自ら用意しておく必要がある。
中高層マンションは、大きな揺れにより、建物内設備・配管の破損、エレベーター停止等のマンション特有の被害によって、在宅避難が困難になることがある。住民一人ひとりが、中高層マンション特有の被害を理解し、各マンションの実情に応じた、具体的な取組につながるよう周知・啓発する必要がある。

2 協定による物資調達

- ◆ 発災時に協定自治体や協定団体から円滑かつ迅速な協力を得るために、日頃からの連携強化を図る必要がある。

3 物資の輸送体制と交通路等の整備・確保

- ◆ 災害により物流機能が滞った場合にも、食料や飲料水をはじめとする物資が必要な区民に供給できる体制が必要である。平常時から食料や飲料水、毛布等の生活必需品を備蓄するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給するために、道路啓開、物資を輸送する車両、それを動かす人および燃料を一体的に確保する必要がある。
- ◆ 災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難場所等への安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進する必要がある。
- ◆ 都市計画道路の他、生活幹線道路のネットワークの形成を進めることにより、防災機能の向上を図る必要がある。
- ◆ 電柱の倒壊により、避難や救急活動、物資輸送の妨げとなる恐れがあるため、無電柱化を総合的・計画的に推進する必要がある。
- ◆ 橋梁は、河川沿いや幹線道路沿いの住民の日常生活上の利便性と災害時における避難路の確保の両方を図るものである。今後も定期的な点検等を実施し長寿命化に取り組む必要がある。
- ◆ 公園は地域の活動拠点やオープンスペース等として重要な役割をもっている。公園の安全性を確保するため、今後も主要施設である遊具の定期的な点検等を実施し長寿命化に取り組む必要がある。
- ◆ 道路陥没を抑制するため、樹の取付管を強固なものに取り替える必要がある。また、防災上重要な路線については、路面下空洞調査を行い、補修を行う必要がある。
- ◆ 幅員 4 m 未満の狭あい道路は、災害時には延焼の拡大、緊急車両の通行や避難の妨げとなる恐れがあるため、拡幅整備を進める必要がある。
- ◆ 橋梁は、河川沿いや幹線道路沿いの住民の日常生活上の利便性と災害時における避難路の確保の両方を図るものである。今後も定期的な点検等を実施し長寿命化に取り組む必要がある。

【強靱化の取組】

1 物資の備蓄

① 備蓄物資の充実および倉庫整備 **AP12-9**

被害想定や過去の震災の教訓を踏まえ、発災時に必要な食料・飲料水等の備蓄物資を充実する。今後さらに物資を確保するため、備蓄倉庫を整備する。

② 家庭内備蓄の促進

家庭内での備え、安全対策を充実させ、災害時の被害を最小限に食い止めるため、保存食料等の防災用品のあっせんを行う。

また、ねりま防災カレッジ事業や防災訓練等の機会を有効に活用し、区民への啓発活動をさらに推進する。

③ 中高層マンション防災対策の推進（再掲） **AP12-10**

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布する。防災会の組織化や防災マニュアルの作成等のマンション防災会の活動支援を行う。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助する。

2 協定による物資調達

① 協定締結自治体等との連携強化

発災時に協定の相手方からの応援を円滑に受け入れられるよう体制を整備する。協定自治体、協定団体との定期的な情報交換、協定に基づくマニュアルの策定、合同防災訓練等の実施、各自治体が発行する防災訓練等への職員派遣や協力等、連携強化の取組を推進する。

3 物資の輸送体制と交通路等の整備・確保

① 物資輸送体制の整備

物資の輸送に必要な車両について、区有車の活用、協定団体からの調達、車両の借り上げ、東京都への要請等により、緊急輸送体制を確保する。物流が停滞した場合でも物資が入手できるよう、民間事業者との協定締結を促進する。

② 都市計画道路の整備（区施行） **AP13-1**

区が施行する都市計画道路の整備を着実に進める。

③ 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進（再掲）

AP15-6

外環道および外環の2の整備にあわせ、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境

と調和したまちづくりを進める。

南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかける。

④ 生活幹線道路の整備 **AP13-5**

都市計画道路を補完し、地区の主要な道路となる生活幹線道路を整備する。

⑤ 無電柱化の推進（再掲） **AP13-8**

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進する。

⑥ 都市インフラの計画的更新 **AP12-17 AP13-4**

・ 橋梁

令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施する。

・ 道路陥没対策

道路工事にあわせて汚水・雨水桝の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制する。

・ 公園遊具

練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具の予防保全型管理を行う。

⑦ 道路啓開体制の確保

災害時に迅速・確実に道路啓開を行うため、事業者と協定を締結している。協定事業者とは、道路啓開に係る手順等の確認を行うとともに、訓練の実施等、平常時の連携強化に取り組む。

⑧ 狭あい道路の解消（再掲）

幅員4m未満の狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路においては、区による拡幅整備工事や支障物の撤去費用等助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を推進する。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（都市防災総合推進事業、道路事業、市街地整備事業（市街地再開発事業等）、都市公園・緑地等事業、狭あい道路整備等促進事業）」

「社会資本整備総合交付金（道路事業、都市公園・緑地等事業、狭あい道路整備等促進事業）」

「無電柱化推進事業費補助」

「道路メンテナンス事業費補助」

リスクシナリオ 2-4

長期かつ大量の帰宅困難者の発生・混乱

脆弱性評価結果

1 帰宅困難者の抑制

- ◆ 練馬区内で約4万3千人の帰宅困難者が発生すると想定されている。発災直後に帰宅困難者がむやみに移動を開始しないよう、一斉帰宅抑制のための施策を推進するとともに、徒歩帰宅困難者の支援を行う必要がある。

2 備蓄物資の充実

- ◆ 発災時に、物流の混乱やライフラインの被害等が生じた場合にも、必要な食料や飲料水等を、被災者に対して迅速に提供するために、平常時から物資の供給体制を確保しておく必要がある。

3 駅周辺の安全な避難路整備（鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実）

- ◆ 発災直後に駅周辺等に大量に帰宅困難者が滞留すると、転倒や交通事故による死傷者が発生したり、人命救助や緊急輸送等の応急対策活動に支障が出るおそれがある。

【強靱化の取組】

1 帰宅困難者の抑制

① 事業所の帰宅困難者対策推進

事業者が自助の考え方のもと、従業員等の安全確保や家族の安否確認等を行い、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、従業員等を一時的に事業所内等に待機させることができるよう、食料や飲料水、生活必需品等の備蓄（最低3日分）や対応マニュアルの作成等、事業者による日頃からの体制整備を促進する。

② 一時滞在施設の確保

事業者には、帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）に対しても、共助の考え方のもと、社会的責任として可能な範囲で、一時滞在施設や飲料水、トイレ等の提供を行うことが求められるため、このような取組が促進されるよう、事業者や従業員の啓発に努める。

2 備蓄物資の充実

① 備蓄物資の充実および倉庫整備（再掲） **AP12-9**

被害想定や過去の震災の教訓を踏まえ、発災時に必要な食料・飲料水等の備蓄物資を充実する。今後さらに物資を確保するため、備蓄倉庫を整備する。

3 駅周辺の安全な避難路整備（鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実）

① 鉄道駅および駅周辺のバリアフリー化 **AP14-3**

2ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅はエレベーター設置工事を着実に進めるとともに、小竹向原駅の早期着手に向けて鉄道事業者へ働きかける。駅ホームの安全性確保のため、区内各駅へのホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携して取り組む。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（都市防災総合推進事業）」

リスクシナリオ2-5

大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

脆弱性評価結果

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の強化

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応において、日頃から区医師会や医療機関等との連携を図っていたことで、速やかな対策を講じることができた。引き続き、密接な連携を推進する必要がある。
- ◆ 災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の傷病者が発生することが想定される。医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行う必要がある。
- ◆ 被災地域や避難拠点における防疫活動を行うことにより、感染症の発生やまん延を防止する必要がある。
- ◆ 避難所において、より一層、避難者の良好な生活環境の充実・強化をする必要がある。

【強靱化の取組】

1 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の強化

① 練馬区感染症ネットワークの推進 **AP10-5**

平時から、会議の開催や効果的な手法により感染症情報を共有するとともに、今後起こりうる新興・再興感染症発生時に迅速に実効性のある取り組みを実施できるよう、関係機関との密接な連携を一層推進する。

② 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備（再掲） **AP10-2**

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図る。

③ 避難拠点運営マニュアル等の整備

避難拠点における感染症拡大防止のため、避難拠点運営マニュアル等に感染症対策を盛り込んだ。発災時は事前に作成した避難拠点運営マニュアルに基づき、避難拠点の過密抑制を行い、必要な感染症対策を実施する。

風水害時等の避難所についても、感染症対策をマニュアル化し、過密抑制等の感染症対策を実施する。

④ 避難拠点の備蓄物資の充実

携帯トイレやアレルギー対応食等を増量するほか、口腔ケア用品やボディシートなどの衛生用品を新たに備蓄する。

リスクシナリオ 3-1

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価結果

1 災害時の行政の事業継続

- ◆ 発災時には、迅速かつ的確に応急対策業務や復旧業務等に取り組みながら、優先度の高い通常業務も継続し、最短で平常業務に復することができるよう、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めておく必要がある。
- ◆ 台風接近前に区が適切な災害対策を行うため、事前に行動計画を整理しておく必要がある。
- ◆ 災害対応にあたる職員の防災力強化に努めるため、防災教育および研修を実施する必要がある。
- ◆ 発災時に限られた人的・物的資源で効率的に災害対策を迅速に進めるため、防災分野におけるDXを推進する必要がある。

2 行政機能の維持に必要な庁舎・設備の維持

- ◆ 業務継続計画等に基づく非常時優先業務を遂行するために必要なシステムの安定稼働または、障害状態からの早期復旧を図る体制を確保する必要がある。
- ◆ 災害時のエネルギーセキュリティの確保に努める必要がある。
- ◆ 区立施設は、発災直後に被災者が緊急避難してきた場合、一時的に受け入れることとしている。災害の規模や被害の状況、また、避難拠点だけでは避難者を十分に受け入れられない場合に、区立施設を臨時の避難所として開設する。定期的な点検、改修を行い、適切な維持・管理に努めていく必要がある。

3 他自治体等との連携（受援体制）

- ◆ 発災時には、国の応援スキームによる応援自治体、東京都、特別区支援対策本部、協定自治体や協定団体等から、支援物資や人的支援等を受けることから、それらの支援を受け入れるための受援体制を強化する必要がある。
- ◆ 発災時に協定自治体や協定団体から円滑かつ迅速な協力を得るために、日頃からの連携強化を図る必要がある。

4 地域防犯力の向上

- ◆ 災害時には治安の悪化が考えられるため、日頃から地域における安全・安心のまちづくりを推進する必要がある。
- ◆ 防災や一人暮らし高齢者の見守り等、様々な地域活動を行っている町会・自治会組織の基盤強化が必要である。

【強靱化の取組】

1 災害時の行政の事業継続

- ① 練馬区業務継続計画（BCP）の運用

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる機能を保持するため、区政の事業継続計画である「練馬区業務継続計画(地震編)」を策定している。

平常時からの業務継続マネジメント（BCM）により、「練馬区業務継続計画」（BCP）実施体制の持続的な改善を図る。

② 練馬区行政タイムラインの作成・訓練の実施（再掲）

全庁の各部署が台風接近前に必要な防災対策を適切なタイミングかつ漏れのないように実行するために、練馬区行政タイムラインを策定している。

台風接近を想定した訓練を実施することで、より実効性の高い計画に修正する。

③ 職員への防災教育・研修および訓練

全職員を対象とした防災教育・研修をはじめ、新規採用職員、緊急初動要員、職層に対応した研修等を実施する。また、東京都や防災機関等が実施する防災に関する研修に積極的に参加する。

④ 防災DXの推進

避難所運営や、避難所における情報通信、り災証明書の交付などの場面における、防災DXの活用について、国や他の自治体の動向を注視しながら検討していく。

2 行政機能の維持に必要な庁舎・設備の維持

① 重要システムの対策強化

「練馬区情報システム運用継続計画」（ICT-BCP）に基づき、災害時でもシステムが安定稼働できる環境を整備し、障害発生時には早期復旧を図るための対策を強化する。

② 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 **AP17-3**

- ・区立施設等は、新築・改築の際に再エネ導入を進める。避難拠点となる小中学校には、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池を整備する。
- ・電動化した公用車および協定を締結した区内自動車販売店等の電動車を、「動く蓄電池」として避難拠点等の非常用電源に活用する。
- ・災害時には、「地域コジェネレーションシステム」を活用し、災害拠点病院で発電した電力の一部を隣接する医療救護所へ供給する。

③ 公共施設の計画的な改修・改築

区立施設は、災害時に一時避難場所、帰宅支援ステーション等の役割を担っていることから、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、災害時の役割を果たせるよう計画的に改修・改築および耐震化を進める。

3 他自治体等との連携（受援体制）

① 受援体制の強化

発災時に自治体職員等の応援職員等を円滑に受け入れ、非常時優先業務を実施することができるよう「練馬区災害時受援応援計画」に沿って体制強化を図り、適宜計画の見直しを行う。

② 協定締結自治体等との連携強化（再掲）

発災時に協定の相手方からの応援を円滑に受け入れられるよう体制を整備する。協定自治体、協定団体との定期的な情報交換、協定に基づくマニュアルの策定、合同防災訓練等の実施、各自治体が実施する防災訓練等への職員派遣や協力等、連携強化の取組を推進する。

4 地域防犯力の向上

① 地域の安全対策の推進 **AP12-18**

・地域防犯防火連携組織の充実

「地域の安全は地域で協力して守る」という考え方にに基づき、小学校の学区域を単位として、町会・自治会やPTA等の各地域の団体が、防犯・防火に係る取組や事件発生時の対応等について連携して自主的な活動を行うことができる組織づくりを支援する。

・防犯カメラ設置促進

自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会、商店会等の地域団体に対し、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、区内の設置台数の増加を図る。維持管理についても助成を行い、防犯カメラの適正管理を支援する。

④ 町会・自治会活動の支援（再掲） **AP22-1**

「集合住宅における加入促進ハンドブック」の活用等、町会・自治会の加入促進に取り組む。

【推進する主な事業】

「学校施設環境改善交付金」

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）」

リスクシナリオ 4-1

経済活動への甚大な影響の発生・生産能力の低下

脆弱性評価結果

1 事業所のリスク管理

- ◆ 事業者が事業継続計画（BCP）を策定し、災害に備えることにより、震災が発生した場合でも事業の継続と迅速な復旧が図られ、顧客や従業員の安全が確保される。事業者の事業継続計画策定を進める必要がある。

【強靱化の取組】

1 事業所のリスク管理

① 事業継続計画（BCP）の策定の促進

東京都は、都内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定に係る取組を支援するとともに、その実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助している。区においても事業者への事業継続計画（BCP）の策定に係る普及・啓発に努める。

リスクシナリオ5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価結果

1 区の体制強化

- ◆ 電力が長時間途絶した場合にも使用可能な通信手段を確保しておく必要がある。
- ◆ 発災当初においては有線通信の途絶、テレビ・ラジオ放送の中断等の可能性があるため、区民が情報を得る手段を複数確保しておく必要がある。

2 区民の防災意識向上

- ◆ 風水害時に安全に避難できるように、日頃から区民一人ひとりの防災意識の向上に取り組む必要がある。
- ◆ 災害リスクは地域によって違うため、区民一人ひとりが災害時に即座に行動ができるよう、日頃から地域の災害リスクを知り、訓練をする必要がある。
- ◆ 災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高める必要がある。

3 配慮を要する人への対応

- ◆ 区内には、自力での避難行動が難しい避難行動要支援者が約3万2千人居住している。災害時には迅速に安否を確認し、避難支援を行う必要がある。
- ◆ 区内在住の外国人や外国人観光客は、日本語がわからず、災害時に必要な情報を十分に入手できない可能性があるため、外国人への支援を推進する必要がある。

【強靱化の取組】

1 区の体制強化

① 区内部の情報連絡体制の整備

区内部の情報連絡においては、発災直後でも迅速、確実な体制を確保できるよう、災害時優先電話等の有線通信の確保と防災行政無線を整備している。また、無線通信による情報連絡手段だけでなく、他の様々な手段を活用し、情報収集および連絡手段を確保する。

② 区民への情報伝達手段の整備

情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が配信される「PUSH型」の伝達手段と、受け手側が能動的な操作で必要な情報を取りに行く「PULL型」の伝達手段を組み合わせ（同報系防災行政無線、ねりま情報メール、携帯電話各社の緊急速報メール、Lアラート、区ホームページ、広報車、SNS等）情報の伝達を行う。引き続き、充実・強化を図っていく。

また、日本大学芸術学部、株式会社ジェイコム東京、株式会社練馬放送と締結している

「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」に基づき、臨時災害FM放送局を開局し、区民への広報を行うこととしている。また、避難拠点が開設された場合、練馬区新聞販売同業組合との協定により、臨時広報紙を避難拠点等に配布することとしている。協定の内容について点検・確認等を継続的に行う。

2 区民の防災意識向上

① 防災の手引およびハザードマップを活用した防災意識の向上（再掲）

風水害時のマイ・タイムライン（区民の避難行動計画）等を記載した「防災の手引」、各地域の浸水予想を記載した「練馬区水害ハザードマップ」等を活用し、過去の災害の教訓と防災情報の周知に取り組む。

② 地域別防災マップの作成・訓練の実施（再掲） **AP12-14**

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成する。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化する。

水害リスクの高い地区（対象14か所）のうち、未作成の4か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進める。

③ 区民の行動変容につながる周知・啓発（再掲） **AP12-13**

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開する。

3 配慮を要する人への対応

① 避難行動要支援者対策の推進（再掲） **AP12-12**

災害時に自力で避難することが困難な方をあらかじめ登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新する。また「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定める個別避難計画の作成を進める。要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿・計画を活用した訓練を実施する。

加えて、避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、地震・火災対策の周知・啓発を行うとともに、避難行動要支援者のみ世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与や家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組む。

② 外国人支援の強化

災害時に区民の取るべき行動や日頃からの備えについてまとめた「防災の手引」の外国語版（英語、中国語、韓国語）を作成、配布している。また、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人を対象とした防災訓練や防災説明会等を実施するとともに、災害時に外国人への支援を連携して行えるよう、区内のインターナショナルスクールとの協力体

制を構築する。

災害時に外国語通訳ボランティアの活用を図っていく。

【推進する主な事業】

「防災・安全交付金（河川事業）」

リスクシナリオ5-2

電気・ガス・水道等の長期にわたる供給・機能停止

脆弱性評価結果

1 ライフライン関係機関の対応力向上

- ◆ 電気、ガス、上・下水道、通信等のライフライン関係機関が相互に連携し、復旧に向けた応急対策や危険防止のための諸活動を迅速に実施できるように準備する必要がある。
- ◆ 災害時にはライフライン関係機関と協力して災害対応を実施する必要があり、平常時から連携を強化する必要がある。
- ◆ 被災地域の道路やライフラインを速やかに復旧するには、道路や河川等とそれに面する土地との境界を予め明確にしておく必要がある。

2 ライフライン停止時のエネルギー確保

- ◆ 停電が発生した場合、区が迅速に災害応急対策を実施するために、災対本部が設置される区庁舎や避難拠点となる区立小・中学校、災害時医療機関等の重要施設の電力を優先的に復旧させる必要がある。
- ◆ 災害時であっても、避難拠点等では必要とされる最小限のエネルギーが得られるよう、平時から備えをしておく必要がある。
- ◆ 災害時のエネルギーセキュリティの確保に努める必要がある。
- ◆ 区民一人ひとりが、発災時に必要なものを自ら用意しておく必要がある。

【強靱化の取組】

1 ライフライン関係機関の対応力向上

① ライフライン施設等の体制整備

東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東京都水道局、東京都下水道局、東日本電信電話(株)、日本郵便(株)等、各関係機関が相互に連携し、復旧に向けた応急対策や危険防止のための諸活動を迅速に実施できるよう、計画方針や初動体制を点検・確認する。

② ライフライン関係機関等との連携強化

日頃からの合同訓練や意見交換の実施等、関係機関との連携強化に努める。

③ 地籍調査の実施

道路やライフラインを速やかに復旧するため、国土調査法に基づく地籍調査事業を着実に進める。

2 ライフライン停止時のエネルギー確保

① 事業者との相互協力

東京電力パワーグリッド（株）荻窪支社と災害時の相互協力に関する覚書を締結しており、大規模停電時に電力復旧を優先すべき施設を同社との協議によりあらかじめ決めている。協定や覚書の内容について点検・確認等を継続的に行う。

② 備蓄物資等による電源確保

避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材としてガソリンを燃料とした小型発電機と一定量のガソリンを配備している。この補完として、事業者との協定により、災害時にはLPガスを燃料とした発電機等を調達する。

③ 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開（再掲） **AP17-3**

- ・区立施設等は、新築・改築の際に再エネ導入を進める。避難拠点となる小中学校には、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池を整備する。
- ・電動化した公用車および協定を締結した区内自動車販売店等の電動車を、「動く蓄電池」として避難拠点等の非常用電源に活用する。
- ・災害時には、「地域コジェネレーションシステム」を活用し、災害拠点病院で発電した電力の一部を隣接する医療救護所へ供給する。

④ 家庭内備蓄の促進（再掲）

家庭内での備え、安全対策を充実させ、災害時の被害を最小限に食い止めるため、保存食料等の防災用品のあっせんを行う。

また、ねりま防災カレッジ事業や防災訓練等の機会を有効に活用し、区民への啓発活動をさらに推進する。

【推進する主な事業】

「地籍調査費負担金」

「学校施設環境改善交付金」

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）」

リスクシナリオ5-3

地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価結果

1 交通路等の確保（都市インフラの整備）

- ◆ 旧耐震建築物や新耐震基準の住宅のうちいわゆる2000年基準を満たさない木造住宅については、その耐震性に課題がある。震災から区民の生命および財産を守るためには、建築物の耐震化を進める必要がある。
- ◆ 大地震の発生時に救急救命活動や緊急支援物資の輸送の大動脈となる緊急輸送道路や、避難拠点と緊急輸送道路を連絡する地域輸送道路については、沿道建築物の倒壊等による道路閉塞のため、被災者の搬送や物資の運搬に支障が出る恐れがある。そのため、沿道建築物の耐震化を促進し、輸送道路の機能を確保する必要がある。
- ◆ 災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難場所等への安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進する必要がある。
- ◆ 都市計画道路の他、生活幹線道路のネットワークの形成を進めることにより、防災機能の向上を図る必要がある。
- ◆ 電柱の倒壊により、避難や救急活動、物資輸送の妨げとなる恐れがあるため、無電柱化を総合的・計画的に推進する必要がある。
- ◆ 橋梁は、河川沿いや幹線道路沿いの住民の日常生活上の利便性と災害時における避難路の確保の両方を図るものである。今後も定期的な点検等を実施し長寿命化に取り組む必要がある。
- ◆ 公園は地域の防災活動の拠点や区民の避難の場所等として重要な役割をもっている。公園の安全性を確保するため、今後も主要施設である遊具の定期的な点検等を実施し長寿命化に取り組む必要がある。
- ◆ 道路陥没を抑制するため、樹の取付管を強固なものに取り替える必要がある。また、防災上重要な路線については、路面下空洞調査を行い、補修を行う必要がある。
- ◆ 幅員4m未満の狭あい道路は、災害時には延焼の拡大、緊急車両の通行や避難の妨げとなる恐れがあるため、拡幅整備を進める必要がある。
- ◆ 被災地域の道路やライフラインを速やかに復旧するには、道路や河川等とそれに面する土地との境界を予め明確にしておく必要がある。

2 輸送体制の確立

- ◆ 災害により物流機能が滞った場合にも、食料や飲料水をはじめとする物資が必要な区民に供給できる体制が必要である。物資を迅速かつ的確に被災者へ供給するために、道路啓開、物資を輸送する車両、それを動かす人および燃料を一体的に確保する必要がある。

3 公共交通インフラの整備

- ◆ 区内の西武新宿線沿線には、13箇所の踏切が存在する。踏切は交通渋滞の発生や踏切事故の危険、地域分断による生活の不便等平常時の問題に留まらず、災害時の避難の妨げとなる危険性もあるため、解消が必要である。
- ◆ 都営大江戸線の延伸地域である土支田、大泉町、大泉学園町の地域は、鉄道空白地域であるため、公共交通の充実を図る必要がある。災害時も地域の交通ネットワークを確

保するため、大江戸線の延伸が必要である。

- ◆ 区内には、鉄道の駅から遠い地域や道路整備の遅れ等により路線バスが運行されていない地域が存在しており、公共交通の充実を図る必要がある。

【強靱化の取組】

1 交通路等の確保（都市インフラの整備）

① 建築物の耐震化（再掲） **AP12-5**

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守る。

戸建住宅の所有者へ積極的に啓発を行い、耐震化を促進する。

災害時医療機関、分譲マンション等へ啓発を行い、更なる耐震化を促進する。

② 輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） **AP12-7**

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守る。

特定緊急輸送道路沿道建築物は、耐震化率96%まで進んだ。今後は、耐震化率80%の一般緊急輸送道路沿道建築物について、所有者に対して耐震改修工事を個別に働きかける等、重点的に耐震化を促進する。

地域輸送道路沿道建築物について、耐震化を促進するための調査・検討を行う。

③ 都市計画道路の整備（区施行）（再掲） **AP13-1**

区が施行する都市計画道路の整備を着実に進める。

④ 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進（再掲）

AP15-6

外環道および外環の2の整備にあわせ、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進める。

南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかける。

⑤ 生活幹線道路の整備（再掲） **AP13-5**

都市計画道路を補完し、地区の主要な道路となる生活幹線道路を整備する。

⑥ 無電柱化の推進（再掲） **AP13-8**

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進す

る。

⑦ 都市インフラの計画的更新（再掲） **AP12-17** **AP13-4**

・ 橋梁

令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施する。

・ 道路陥没対策

道路工事にあわせて汚水・雨水柵の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制する。

・ 公園遊具

練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具の予防保全型管理を行う。

⑧ 狭あい道路の解消（再掲）

幅員4m未満の狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路においては、区による拡幅整備工事や支障物の撤去費用等助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を推進する。

⑨ 地籍調査の実施（再掲）

道路やライフラインを速やかに復旧するため、国土調査法に基づく地籍調査事業を着実に進める。

2 輸送体制の確立

① 道路啓開体制の確保（再掲）

災害時に迅速・確実に道路啓開を行うため、事業者と協定を締結している。協定事業者とは、道路啓開に係る手順等の確認を行うとともに、訓練の実施等、平常時の連携強化に取り組む。

3 公共交通インフラの整備

① 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業

AP13-3

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）約5.1kmの区間の高架化により、19箇所の踏切を除却し、交通渋滞を解消するとともに踏切事故をなくし、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図る。

鉄道に沿った側道の整備により、住環境の保全や地域の利便性の向上を図る。

② 大江戸線の延伸 **AP13-2** **AP15-1**

延伸の早期着工に向け、引き続き東京都との協議を進めるとともに、事業着手を確実に

なものとするため、大江戸線延伸推進基金は計画的に積み増し、基金を効果的に活用していく。また、公共施設の集約・新設の可能性やバス路線の再編検討等、旅客需要の増加につながる沿線のまちづくりを更に推進する。

② みどりバスの再編と新たな交通手段の実証実験 **AP14-1、14-2**

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、従来の都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定する。

みどりバスのルート再編や、利用者が多い時間帯の増便等に取り組む。

地域公共交通計画の実効性を高めるため、新たな交通手段の導入にむけ、まず、デマンド交通の実証実験に取り組む。

【推進する主な事業】

「住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）」

「防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業、道路事業、市街地整備事業（市街地再開発事業等）、都市公園・緑地等事業、狭あい道路整備等促進事業）」

「社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業、道路事業、都市公園・緑地等事業、狭あい道路整備等促進事業）」

「無電柱化推進事業費補助」

「道路メンテナンス事業費補助」

「地籍調査費負担金」

リスクシナリオ 6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

脆弱性評価結果

1 復旧復興計画の策定

- ◆ 大地震による被害からの復旧・復興は単に「元に戻す」のではなく、災害に強いまち、被災を繰り返さないまちを目指すため、区民、事業者、区が連携して取組を進める必要がある。

【強靱化の取組】

1 復旧復興計画の策定

① 復旧復興計画の策定

被災を繰り返さないまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるように、復興対策を総合的、計画的に進める。

リスクシナリオ6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

脆弱性評価結果

1 地域防犯力の向上

- ◆ 区では防犯・防火活動を行う団体は、約250団体の「パトロール団体」をはじめ、町会・自治会、商店会、PTA等数多くの団体がある。大規模地震が発生した場合等の非常時には、各団体が個々に通常時の活動を継続することは困難であることが予想されるため、各団体が連携してそれぞれの地域における防犯・防火活動を支えあうことができる体制づくりを進める必要がある。
- ◆ 防災や一人暮らし高齢者の見守り等、様々な地域活動を行っている町会・自治会組織の基盤強化が必要である。

2 区民生活再建の支援

- ◆ 被災者に対し実施する生活再建支援は、被災自治体の準備が不十分であったために苦慮した事例が多いことを教訓とし、発災時に迅速かつ公正な生活再建支援の体制構築を図る必要がある。

3 ボランティア等、被災者の支援や復旧・復興に携わる人材の確保

- ◆ 被災者に対する効果的な救援活動を実施するため、地域住民が自主的に行うボランティア活動を促進する必要がある。
- ◆ 区民一人ひとりが防災について関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行動に移すことが大切である。区民の防災に対する意識の向上を図り、地域においてそのような活動する人材の育成が必要である。

4 他自治体等との連携（受援体制）

- ◆ 発災時には、国の応援スキームによる応援自治体、東京都、特別区支援対策本部、協定自治体や協定団体等から、支援物資や人的支援等を受けることから、それらの支援を受け入れるための受援体制を強化する必要がある。
- ◆ 発災時に協定自治体や協定団体から円滑かつ迅速な協力を得るために、日頃からの連携強化を図る必要がある。

【強靱化の取組】

1 地域防犯力の向上

① 地域の安全対策の推進（再掲） **AP12-18**

- ・ 地域防犯防火連携組織の充実

「地域の安全は地域で協力して守る」という考え方にに基づき、小学校の学区域を単位として、町会・自治会やPTA等の各地域の団体が、防犯・防火に係る取組や事件発生時の対応等について連携して自主的な活動を行うことができる組織づくりを支援する。

・防犯カメラ設置促進

自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会、商店会等の地域団体に対し、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、区内の設置台数の増加を図る。維持管理についても助成を行い、防犯カメラの適正管理を支援する。

③ 町会・自治会活動の支援（再掲） **AP22-1**

新たに作成した「集合住宅における加入促進ハンドブック」の活用等、町会・自治会の加入促進に取り組む。

2 区民生活再建の支援

① 区民生活の早期再建体制の強化

区職員が円滑に被害認定調査を実施することができるよう、平常時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟等により、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法および判定方法等について、十分な知識を得るための環境を整備する。

また、住家被害認定調査後のり災証明書の発行や、被災者生活再建支援業務についても併せて研修・訓練を行い、発災時に機能するような環境を整備する。

3 ボランティア等、被災者の支援や復旧・復興に携わる人材の確保

① ボランティアの受け入れ体制の強化

練馬区災害ボランティアをはじめ、地域住民が自主的に行うボランティア活動等の活動を促進する。練馬区災害ボランティアセンターに関して、練馬区社会福祉協議会による運営が円滑に行われるよう、体制整備を支援する。

② ねりま防災カレッジ事業の充実（再掲） **AP12-15 AP22-3**

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施する。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、YouTube等を活用し、防災学習コンテンツを作成・配信する。また、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やす。

4 他自治体等との連携（受援体制）

① 受援体制の強化（再掲）

発災時に自治体職員等の応援職員等を円滑に受け入れ、非常時優先業務を実施することができるよう「練馬区災害時受援応援計画」に沿って体制強化を図り、適宜計画の見直しを行う。

② 協定締結自治体等との連携強化（再掲）

発災時に協定の相手方からの応援を円滑に受け入れられるよう体制を整備する。協定自治体、協定団体との定期的な情報交換、協定に基づくマニュアルの策定、合同防災訓練等の実施、各自治体が発災訓練等への職員派遣や協力等、連携強化の取組を推進する。

リスクシナリオ 6-3

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

1 ごみ、し尿、がれきの処理体制の強化

- ◆ ごみ、し尿、がれき等、災害時の廃棄物処理を円滑かつ迅速に実行するための体制を強化する必要がある。

【強靱化の取組】

1 ごみ、し尿、がれきの処理体制の強化

① 災害廃棄物処理

災害時における廃棄物の収集運搬方法等について、23区と東京二十三区清掃一部事務組合で締結している「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」の内容を点検・確認し、区が担う責務をあらかじめ整理する。

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「練馬区災害廃棄物処理計画」を策定する。

② 避難拠点におけるし尿処理

し尿の収集・運搬に関して、吸上車（バキュームカー）の確保、搬入先等について、協定事業者や東京二十三区清掃一部事務組合、東京都との役割分担を点検・確認する。

③ がれき処理

接道および用地の整備状況、ライフラインの状況、避難場所としての利用の有無等、がれき置き場として活用するオープンスペースの恒常的な把握に努める。

がれき置場を運営可能な団体との協力体制の構築に努める。

リスクシナリオ6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

1 復旧復興にかかる用地の確保

- ◆ 発災時における火災の延焼防止となり、地域の防災活動の拠点や区民の避難の場所等として重要な役割をもつオープンスペースを確保する必要がある。
- ◆ 住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者がいるときは、応急仮設住宅を供給する必要がある。

【強靱化の取組】

1 復旧復興にかかる用地の確保

① オープンスペースの確保

区内のオープンスペースや遊休地等、様々な空間の有効活用を検討していく。

また、大規模な空地、一定規模以上の広場を有する公園、農地等の分布状況を常に把握しておき、それをもとに暫定的な土地利用についての調整を行う。

② 応急仮設住宅の供給

被災者に対し入居募集を行い、応募者の中から入居者を選定する。選定については、応急仮設住宅の管理・供給主体である東京都が策定する選定基準に基づき行う。また、東京都からの委任により、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

リスクシナリオ6-5

地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価結果

1 地域コミュニティ活動の活性化

- ◆ 災害時にも地域でのコミュニティの活動を維持し、地域に根付いた文化を受け継いでいく必要がある。

2 文化財保護の推進

- ◆ 地域の中で守られてきた有形・無形の文化財について、保護、継承がなされるよう、平時から普及啓発に努める必要がある。
- ◆ 文化財の所有者および管理者は、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、引き続き、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

【強靱化の取組】

1 地域コミュニティ活動の活性化

① 地域コミュニティ活動の活性化

地域でのコミュニティの活動を活性化させるため、様々な地域活動を行っている町会・自治会をはじめとする地域団体の活動を支援する。また、地域で育まれた郷土芸能等の活動が継続するよう、練習会場や発表の機会の確保に努め、活動の活性化につなげる。

2 文化財保護の推進

① 文化財保護の推進

練馬区文化財保護条例に基づき、区内の文化財を調査し、文化財の指定・登録を行い、保護・活用を図る。また、教育活動、広報活動等を通じて、文化財保護意識の普及啓発に努める。

文化財の状況を日常的に把握し、文化財所有者に対して管理・保存について助言を行う。また、文化財の耐震化、防災設備の整備等を状況に応じて進め、設備の日常点検や防火訓練等の実施に努める。

【推進する主な事業】

「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」

「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」

リスクシナリオ6-6

有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価結果

1 危険物施設等への指導の徹底

- ◆ 災害発生時に毒物・劇物の保管庫が破損、転倒する恐れがあり、その結果毒物・劇物の流出事故が発生する可能性があるため、安全対策が必要である。
- ◆ アスベストを含有する建築物の老朽化による改修・建替工事の増加が見込まれることから、アスベストの飛散防止に取り組んでいく必要がある。

【強靱化の取組】

1 危険物施設等への指導の徹底

① 毒物・劇物取扱施設への安全対策等の徹底

毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置および定期的防災訓練の実施等を指導する。

無機シアンを使用するメッキ業者には毎年立入検査を行い、管理方法等の指導を行う。

② アスベスト飛散防止の推進

練馬区アスベスト飛散防止条例に基づき、区民にアスベストの適正な取扱いおよびアスベストによる健康被害の防止に関する知識の普及を図る。建築物等の所有者等に対しては、法令に基づき、事前届出等を徹底させ、飛散防止策等を適切に行うよう指導する。また、建築物の所有者等の負担軽減を図るため、吹付け材のアスベスト含有調査や除去工事に対する費用の一部を助成する。

【推進する主な事業】

「社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）」

練馬区国土強靱化地域計画

令和4年3月 策定

令和7年1月 第1次修正

発行 練馬区 危機管理室危機管理課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 03(5984)1327

FAX 03(3993)1194